

はじめに



現在、本市には総人口の1.7%に当たる約4,500人の外国人市民が生活しています。

近年では、外国人市民の定住化が進み、本市で生まれ育ち学校へ通う外国につながりを持つ子どもも、多く見られるようになりました。

また、富士山の世界文化遺産登録に伴い、本市に滞在する外国人観光客の姿も市内随所で見受けられます。

こうした現状のもと、国籍や言語、習慣や文化がそれぞれ異なる人々が相互理解を深め、お互いに認め合い尊重しながら、ともに富士山のもとで快適に安心して暮らせる多文化共生のまちづくりが求められております。

本市ではこれまで、平成23年に策定した「富士市国際化推進プラン」に基づき、海外都市交流や外国人市民との共生事業を体系化し、多文化共生のまちづくりを進めてまいりました。

「富士市多文化共生推進プラン」は、これまでの施策を引き継ぎながら、外国人市民も、地域及びまちづくりの新たな担い手として活躍できる社会を構築するため、また、外国人市民が地域の人々と安全・安心に暮らせる環境づくりをさらに進めるため、策定いたしました。

今後は、市民の皆様はもとより、関係機関等とより一層の連携を深めながら、様々な施策を推進してまいります。

最後に、本プランの策定に当たり、ご尽力をいただきました富士市多文化共生推進プラン策定懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等により、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

富士市長 小長井 義正

目 次

第1章 プラン策定に当たって.....	1
(1) プラン策定の趣旨.....	1
(2) 国・県の動き.....	2
(3) 位置づけ.....	3
(4) 期間.....	3
第2章 現状と課題.....	4
(1) 富士市国際化推進プランの取組と課題.....	4
(2) 外国人市民を取り巻く現状.....	13
(3) 課題の整理.....	20
第3章 プランの方向性.....	21
(1) 基本理念.....	21
(2) 基本目標.....	21
(3) 重点施策.....	22
(4) 施策の体系.....	23
第4章 基本計画.....	24
基本目標1 とともに学び理解し合う地域づくり.....	24
基本目標2 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり.....	28
数値目標.....	34
第5章 推進体制の整備.....	35
(1) 推進体制.....	35
(2) 計画の進捗管理.....	35
(3) 各主体の役割.....	35
資料編.....	37
(1) アンケート調査結果.....	37
1. 日本人市民意識調査結果.....	38
2. 外国人市民意識調査結果.....	45
(2) 富士市多文化共生推進プラン策定懇話会設置要領.....	57
(3) 富士市多文化共生推進プラン策定懇話会委員名簿.....	58
(4) 富士市多文化共生推進庁内連絡会設置要領.....	59
(5) 富士市多文化共生推進庁内連絡会委員名簿.....	61
(6) 富士市多文化共生推進庁内連絡会担当者会議名簿.....	62
(7) 事務局担当者名簿.....	63

第 1 章 プラン策定に当たって

(1) プラン策定の趣旨

これまで本市では、外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスを受け、義務を果たすことができるよう、また教育、就労、医療をはじめとする生活面において言葉の壁や生活習慣のちがいがから生じる多くの課題を解決するために、平成 23 年度から平成 27 年度まで「富士市国際化推進プラン」のもと、様々な施策に取り組んできました。

本市における外国人市民の人口は、平成 27 年 4 月時点で 4,376 人で、ピークであった平成 21 年の 5,253 人から減少が続いています。一方で、外国人市民の定住化が進みこの富士市で就業、結婚をするなど次世代を担う子どもたちを育てています。

こうした中、外国人市民を短期滞在者としてではなく、地域で暮らす生活者として認め、共に理解し合い、日本人市民と同じ地域の担い手として活躍してもらうことが多文化共生社会の実現につながり、本市の都市活力の向上に結びつくものと考えます。

これまで「富士市国際化推進プラン」のもとで実施してきた多くの施策を再度点検し、成果や課題等を踏まえ、日本人市民も外国人市民も住みやすい「心通い合う多文化共生のまち ふじ」の実現を目指し、本プランを策定しました。

(2) 国・県の動き

【国の多文化共生に関する主な動き】

国では、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱とした地域国際化を推進してきましたが、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から、各都道府県及び市町村における多文化共生施策の推進に資するものとして平成18年（2006年）3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

平成20年（2008年）の世界的経済危機や平成23年（2011年）3月の東日本大震災の影響を受け、それまで増加していた南米日系人の数は、減少に転じました。

また、平成24年（2012年）7月外国人住民に対し日本人と同様に、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まる中、外国人登録法による外国人登録制度を廃止し、新たな在留管理制度を導入しました。同時に、外国人住民の利便の増進及び市町村等の事務の合理化を図り、外国人住民についても日本人住民と同様、住民基本台帳法の適用対象に加えるため、住民基本台帳法が改正されました。これにより、外国人住民に対しても住民票を作成する運用が開始されました。その後全国の外国人住民は、平成25年（2013年）末において206万人を超え、再び増加に転じるなど外国人住民をめぐる状況は日々変化してきました。

平成27年（2015年）9月には、法務省が「第5次出入国管理基本計画」の基本方針の中で、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」や、「在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与」等を掲げ、外国人住民の積極的受入れや、共生社会の実現を目指す旨を示しました。

【静岡県の多文化共生に関する主な動き】

県では、平成18年（2006年）9月に、「静岡県多文化共生推進会議」を設置、平成20年（2008年）12月には、この推進会議の提言を踏まえ、「静岡県多文化共生推進基本条例」を策定し、同条例に基づき、平成23年（2011年）3月に多文化共生を総合的かつ計画的に推進するための具体的な施策を盛り込んだ「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

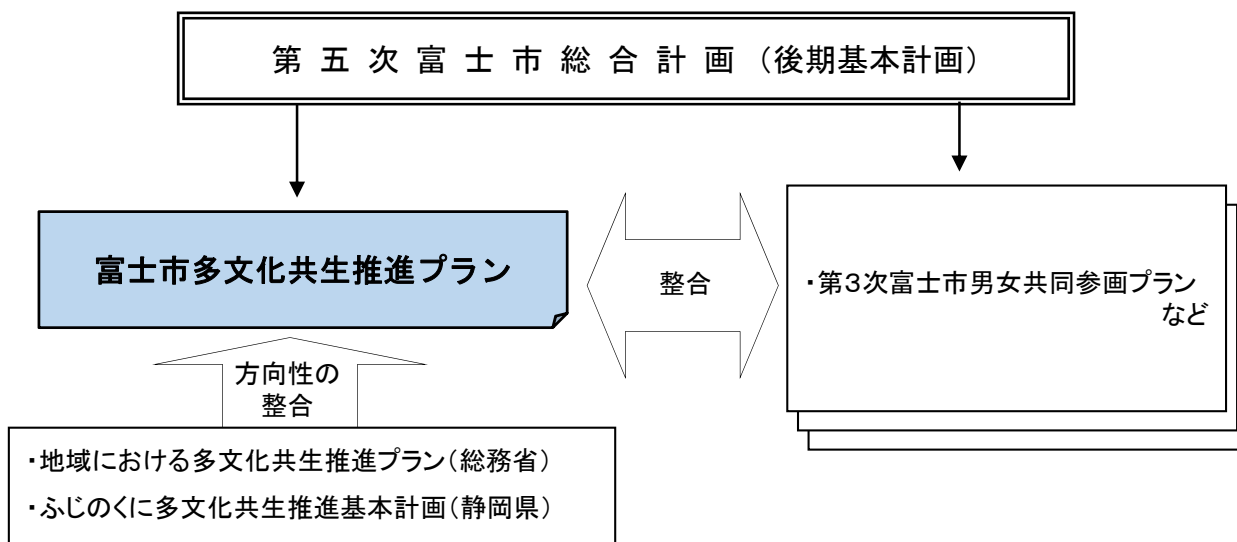
その後、平成26年（2014年）11月には、多文化共生への関心を高めるため、県内に暮らす外国人住民と日本人住民で構成する「多文化共生意識普及プロジェクト実行委員会」において、「ふじのくに多文化共生の手引き」を作成するとともに、「ふじのくに多文化共生フェア」を開催しました。

また、コミュニケーション、教育、雇用・就労、医療・保健・福祉、危機管理対策など、多方面にわたり表出した課題に的確に対応するため「多文化共生審議会」を設置し、施策を展開しています。

(3) 位置づけ

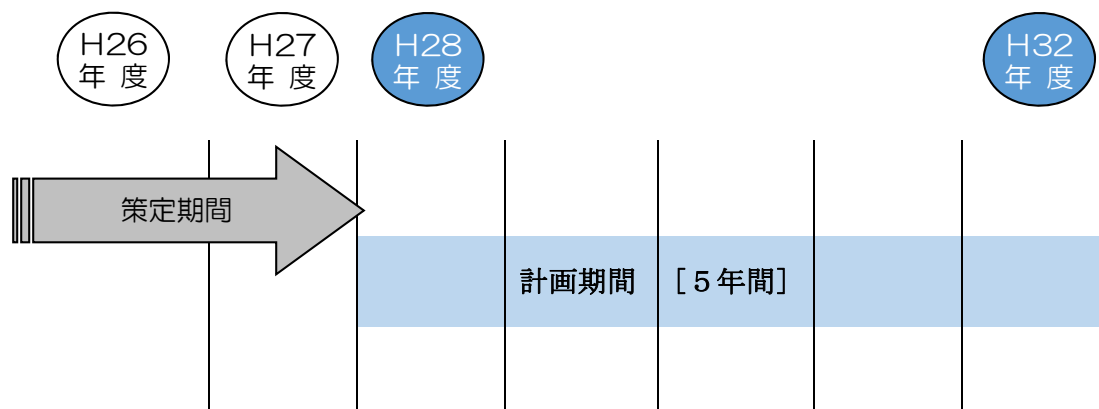
本プランは、「第五次富士市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、関連する計画との整合性を図りながら、目標の設定と基本的な考え方の提示、関連する取組を体系化する基本計画として策定しました。

【富士市多文化共生推進プランの位置づけ】



(4) 期間

計画期間を平成 28 年度からの 5 年間とし、計画の目標年度を平成 32 年度とします。



第2章 現状と課題

(1) 富士市国際化推進プランの取組と課題

本市は、平成23年度から平成27年度まで国際化推進プランに掲げた3つの基本目標「多文化共生の地域づくり」、「外国人市民も快適に暮らせる環境づくり」、「国際化を担う人づくり」の達成に向け、様々な施策に取り組んできました。ここでは、基本目標ごとに課題が浮かび上がった施策について総括します。

基本目標1 多文化共生の地域づくり

▼ この基本目標の達成のため、以下の施策に取り組みました。

相互理解	(1) 市民主体による多文化共生のまちづくりの推進
	(2) 地域住民に対する多文化共生・異文化理解に関する啓発
	(3) 国際交流の機会の促進
コミュニケーション	(1) 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活に関する情報提供
	(2) 日本語の学習機会の充実
	(3) 日本社会への理解の促進
	(4) 外国人市民のための生活相談窓口の充実
社会参画	(1) 外国人市民の社会参画の促進

具体的な取組例

- ・ 国際交流ラウンジの運営
- ・ 異文化理解に関するイベントなどの開催
- ・ 国際交流フェアの開催
- ・ 多言語版生活ガイドブックの充実と配布
- ・ 外国人市民への日本語学習機会の提供
- ・ 国際交流ラウンジにおける生活相談・翻訳
(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・フィリピン語) ほか

▼ 基本目標 1 に関する実績値と、設定した目標値

(市民意識調査、国際交流ラウンジ集計)

内 容	H21 実績値	H26 実績値	H27 目標値
“多文化共生”を言葉の意味も含めて知っている人の割合	23.1%	17.8%	50%
外国人に対してよい印象を持っている人の割合	25.5%	29.7%	50%
国際交流ラウンジの認知度	日本人市民	23.6%	23.9%
	外国人市民	35.8%	59.0%
多言語による情報提供媒体の利用度 外国人市民向けラジオ番組「Happiness」聴取率 市ウェブサイトの「外国語のページ」閲覧率		6.0%	8.8%
		5.3%	9.5%
国際交流ラウンジを通じた日本語学習を希望する外国人市民への日本語学習機会を提供した割合	79.5%	100%	100%

▼ 基本目標 1 の達成に取り組んだ結果、以下の課題と今後必要な取組を確認しました。

これまでの取組	相互理解
	(1) 市民主体による多文化共生のまちづくりの推進 国際交流ラウンジの運営
内 容	(2) 地域住民に対する多文化共生・異文化理解に関する啓発 異文化理解に関するイベントなどの開催
	多文化共生推進の拠点である国際交流ラウンジに本市の主要 5 カ国語の言語スタッフを配置して外国人市民からの相談に対応したり、市民ボランティアとの協働により日本語学習の場を提供し、児童の学習支援事業を行ってきました。 また、市内の国際交流団体と協働して国際交流フェアを開催するなど、多文化共生をより身近に感じられる事業を開催してきました。
現状・課題	日本人市民意識調査では、“多文化共生”という言葉に「意味を含めて知っている」と回答した人は、17.8%で、前回調査の 23.1%より 5.3 ポイント減少したため、今後も多文化共生社会の必要性の認識を高める必要があります。
今後必要な取組	国際交流ラウンジの存在を周知し、実施事業等を通じて、多文化共生社会の実現に向けた意識の高揚を図ります。また、国際交流フェアの開催など、多文化共生意識への関心をより一層高めるための啓発を実施します。

これまでの取組	コミュニケーション
	(1) 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活に関する情報提供 外国人市民向けラジオ番組「Happiness」を通じた多言語による情報提供と番組の周知 市ウェブサイトの「外国語のページ」の充実と周知
内 容	多言語によるラジオ番組やウェブサイト等を通じ、外国人市民向けの情報提供を行ってきました。
現状・課題	外国人市民意識調査では、ラジオ番組を「知らない」との回答が83.3%で、十分に認知されていないため、番組のさらなる周知が必要です。
今後必要な取組	多文化共生・国際交流イベント等において、外国人市民向けラジオ番組「Happiness」や多言語ウェブサイトのさらなる周知を実施し、また情報発信の方法を工夫するとともに、外国人市民が必要とする情報内容等の充実を図ります。

これまでの取組	コミュニケーション
	(2) 日本語の学習機会の充実 外国人市民への日本語学習機会の提供
内 容	国際交流ラウンジでの各種日本語教室、「外国人のための日本語講座」など、外国人市民に日本語学習の場を提供してきました。
現状・課題	外国人市民意識調査では、69.8%の人が、日本語を学ぶことを望んでいるため、引き続き学びの場の提供が求められます。
今後必要な取組	国際交流ラウンジでの「日本語クラス」数は毎年増加傾向にあります。1人でも多くの外国人市民が日本語を習得できるよう、よりニーズに合った教室の開催と周知を行います。

これまでの取組	コミュニケーション
	(3) 日本社会への理解の促進 転入時等に町内会（区）の意義、ゴミの出し方、日本語教室、国際交流ラウンジ等を紹介する生活オリエンテーション用 DVD の配布
内 容	本市に転入してきた外国人市民に、市民課窓口にて多言語で作成した生活に必要な情報を「INFO BOX F」まとめ冊子で提供し、該当する言語の生活オリエンテーション用 DVD も配布してきました。
現状・課題	配布物だけでは、地域のルールなどが伝わりにくい場合もあります。回覧板を活用するなど、各種情報がひとりでも多くの外国人市民の目に届くよう、さらなる工夫が必要です。

<p>今後必要な取組</p>	<p>本市に転入してくる外国人市民に「INFO BOX F」で情報提供します。生活するために必要なルールを身につけてもらうと同時に、日本社会や文化・風習に対する正しい理解につなげます。</p>
----------------	--

<p>これまでの取組</p>	<p>社会参画</p>
	<p>(1) 外国人市民の社会参画の促進 町内会（区）への加入・行事への参加促進 各種行事やイベントなどの情報提供の充実</p>
<p>内 容</p>	<p>外国人市民の社会参画を目指し、町内会（区）への加入・行事への参加促進を行ってきました。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>外国人市民意識調査では、町内会（区）の行事に全く参加していないと回答した方は、34.2%。参加していない人の49.0%が、「行事の情報が無かった」と回答しています。一方、地域の日本人市民と付き合っていく上で望むこととして、35.2%の人が「互いに交流したい」、16.0%の人が「地域の行事などに参加したい」と答えていることから、情報提供方法の工夫が求められます。</p>
<p>今後必要な取組</p>	<p>外国人市民の町内会（区）への加入を促す方法を検討していきます。 市から市民への情報伝達は、町内会（区）を通じて行われているものも多いため、外国人市民に対する情報提供の方法について工夫します。</p>



〈歌と踊りの国際交流イベント〉



〈多文化共生ワークショップ〉 講師（財）ダイバーシティ研究所 田村太郎氏

基本目標 2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり

▼ この基本目標の達成のため、以下の施策に取り組みました。

居 住	(1) 情報提供による居住支援
	(2) 外国人市民が集住する団地における相談窓口の充実
教 育	(1) 学習支援・相談体制等の充実
	(2) 地域ぐるみの取組の充実
就 労	(1) 関係機関との連携による就労支援
保健・福祉	(1) 成人の健康診査、がん検診等の充実
	(2) 母子保健及び保育における対応の充実
医療・救急	(1) 市立中央病院における対応の充実
	(2) 医療保険への加入促進
	(3) 救急・消防の対応の充実
防 災	(1) 防災意識の啓発
	(2) 避難所等の情報提供
人 権 尊 重	(1) ドメスティックバイオレンス等の被害者支援に関する情報提供

具体的な取組例

- ・ ゴミ分別カレンダー及びごみの分け方便利帳の多言語版の配布や説明会の実施
- ・ 外国人児童生徒適応指導教室の開設による学習補助、保護者への相談対応
- ・ 母子健康手帳の多言語版の交付
- ・ 市立中央病院におけるポルトガル語通訳者の配置
- ・ 多言語版の防災冊子の配布 ほか

▼ 基本目標 2 に関する実績値と、設定した目標値 (市民意識調査、防災危機管理課集計)

内 容	H21 実績値	H26 実績値	H27 目標値
富士市に住み続けたいと思う外国人市民の割合	60.0%	76.2%	70%
外国人市民の地域での防災訓練の参加者数	106 人	62 人 (27 年度実績)	300 人

▼ 基本目標2の達成に取り組んだ結果、以下の課題と今後必要な取組を確認しました。

<p>これまでの取組</p>	<p>教育</p> <p>(1) 学習支援・相談体制等の充実</p> <p>小・中学校への外国人児童生徒指導協力者の派遣による学習支援</p> <p>外国人児童生徒適応指導教室の開設による学習補助、保護者への相談対応</p> <p>保護者懇談会や進学ガイダンスなどによる支援</p> <p>外国人児童へのボランティアによる夏休み中の学習支援</p>
<p>内 容</p>	<p>日本語が十分に話せない外国人児童・生徒に母国語で対応できる指導協力者の派遣や、保護者の相談業務などを行ってきました。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>外国人児童・生徒にとっては、慣れない日本の環境に加え、日本語の理解が十分でないなどの理由から、学校での学習に困難を伴うことがあります。また、言葉や文化のちがいがから、保護者と学校とのコミュニケーションに不自由を感じたり、母国と違う日本の教育制度、進学制度についての悩みも多く存在することから、児童・生徒と保護者双方への学習支援が求められます。</p>
<p>今後必要な取組</p>	<p>小・中学校への外国人児童生徒指導協力者の派遣や、保護者懇談、進学ガイダンスなどによる情報提供、外国人児童を対象とした学習支援などを継続します。</p>

<p>これまでの取組</p>	<p>医療・救急</p> <p>(1) 市立中央病院における対応の充実</p> <p>通訳者の配置</p>
<p>内 容</p>	<p>市立中央病院においては、ポルトガル語通訳者の配置により、ポルトガル語圏患者のサポートを実施しています。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>ポルトガル語以外の言語の患者に対する通訳対応が出来ていないことから、その場合のほとんどは、日本語が通じる知人などが同行し対応しています。医療機関や団体等と連携し対応する必要があります。</p>
<p>今後必要な取組</p>	<p>より多くの言語に対応していくことが課題ですが、通訳を配置するほどの件数ではないため、必要に応じ外部の医療機関や団体等と連携し、スムーズに対応できるシステムの構築を検討します。</p>

これまでの取組	防災
	<p>(1) 防災意識の啓発 外国人市民の地域での防災訓練への参加の促進</p> <p>(2) 避難所等の情報提供 防災避難地マップ多言語版の作成と配布 多言語による災害情報の提供体制の整備</p>
内容	多言語版防災冊子や防災マップを配布するなど、防災意識の啓発と情報提供や、地域防災訓練への参加の促進を行ってきました。
現状・課題	外国人市民意識調査によれば、防災意識は高いものの、地域の行事に全く参加していないと回答した外国人市民のうち 49.0%が「行事の情報が無かった」と回答したことから、情報提供方法の検討が必要です。
今後必要な取組	多言語版防災マップの作成・配布と併せて、「やさしい日本語」を含む多言語で災害情報を提供できる体制を整備します。国籍などのちがいを越えて、ともに助け合える地域をつくるため、外国人市民の防災訓練への積極的な参加を促します。



基本目標3 国際化を担う人づくり

▼ この基本目標の達成のため、以下の施策に取り組みました。

国際交流	(1) 友好・姉妹都市交流の推進
	(2) 国際交流の促進
国際協力・理解	(1) 国際協力の促進
	(2) 国際理解・多文化共生の教育の充実
ボランティア	(1) 市民ボランティアの育成

具体的な取組例

- ・「市民友好の翼」などによる、友好・姉妹都市への市民の派遣
- ・友好・姉妹都市からの政府・学生訪問団等の受入
- ・日本語を教えるボランティアを養成する講座等の開催 ほか

▼ 基本目標3に関する実績値と、設定した目標値 (市民意識調査、国際交流ラウンジ集計)

内 容	H21 実績値	H26 実績値	H27 目標値
外国籍の知人や友人がいる人の割合	23.1%	23.8%	30%
日本語ボランティアの活動者数	78人	80人	100人

▼ 基本目標3の達成に取り組んだ結果、以下の課題と今後必要な取組を確認しました。

これまでの取組	国際交流
	(1) 友好・姉妹都市交流の推進 友好・姉妹都市への市民の派遣 友好・姉妹都市からの訪問団の受入 友好・姉妹都市の紹介及び友好・姉妹都市交流の周知
内 容	中国・嘉興市とは、「市民友好の翼」による市民の派遣や、嘉興市学生訪問団の受入を実施しています。また、アメリカ・オーシャンサイド市とは、平成24年度を最後に、少年親善使節団の派遣も停止状態にありましたが、平成27年度から市民協働事業提案制度を活用し、独自のネットワークを持つ市民団体により、新たな交流の扉が開きつつあります。

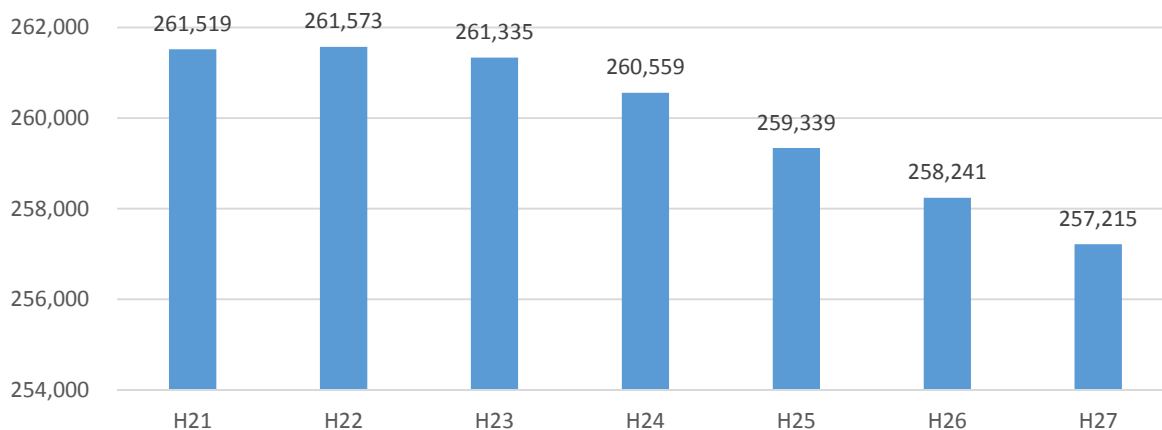
<p>現状・課題</p>	<p>日本人市民意識調査においては、友好・姉妹都市提携の認知度は、「嘉興市・オーシャンサイド市両方とも知っている」が22.8%で、前回調査の26.3%から3.5ポイント下がっています。友好・姉妹都市提携の意義など、周知していく必要があります。</p>
<p>今後必要な取組</p>	<p>今後も、友好・姉妹都市との交流を推進するとともに、提携の意義や提携都市に関する情報の紹介、交流事業の取組などを市民に周知していきます。</p>

<p>これまでの取組</p>	<p>ボランティア</p>
	<p>(1) 市民ボランティアの育成 日本語を教えるボランティアを養成する講座等の開催 国際交流推進員（国際交流ラウンジへのボランティア登録者）の活動の充実</p>
<p>内容</p>	<p>「日本語ボランティア養成講座」を年に3回開催し、新たな人材を確保し養成するとともに、スキルアップを図っています。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>多くの日本語ボランティアにより、「日本語クラス」数は、平成22年度の1,566クラスから平成26年度は2,161クラスになるなど大幅に増加しました。今後は、国際交流ラウンジ内での活動だけにとどまらず、多文化共生意識を高く持つ協働の担い手として、地域・行政・外国人市民をつなぐパイプ役となる人材を発掘、育成する必要があります。</p>
<p>今後必要な取組</p>	<p>引き続き「日本語ボランティア養成講座」を開催し、人材の確保と育成に努めます。また、地域や外国人市民からの声を聞く機会を通じ、ニーズの把握に努めます。</p>

(2) 外国人市民を取り巻く現状

【総人口の推移】

本市の総人口は、平成 22 年の 261,573 人をピークに減少をはじめ、近年では年間 1,000 人超の人口が減少しています。(人)



(各年 4 月 1 日時点：住民基本台帳)

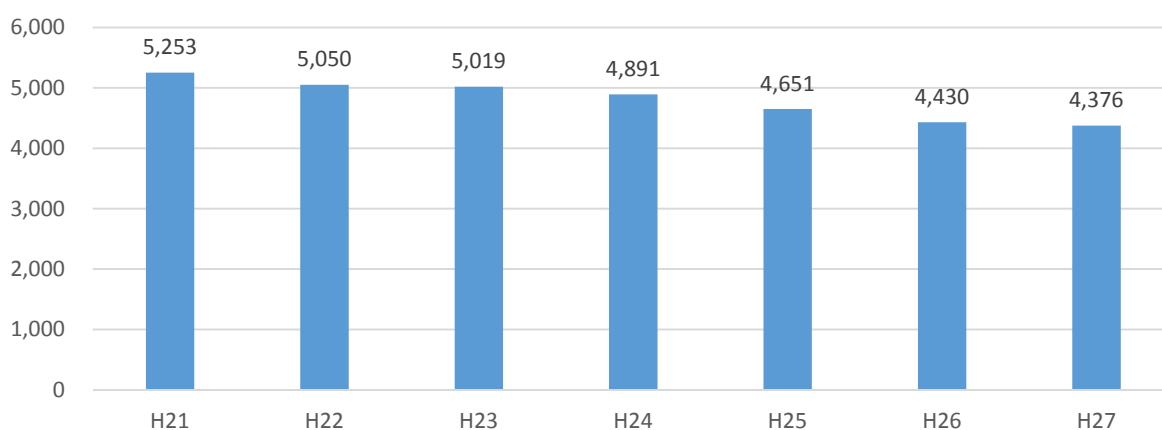
【外国人市民の状況】

本市の外国人市民の推移を見ると、平成 20 年秋のリーマン・ショックを契機とする景気後退の影響などで、年々微減傾向にあり、平成 27 年 4 月は 4,376 人となっています。

また、外国人市民の総人口に対する比率は、平成 24 年以降は 1.7%~1.8%とこちらも減少傾向にあります。

【外国人市民人口の推移】

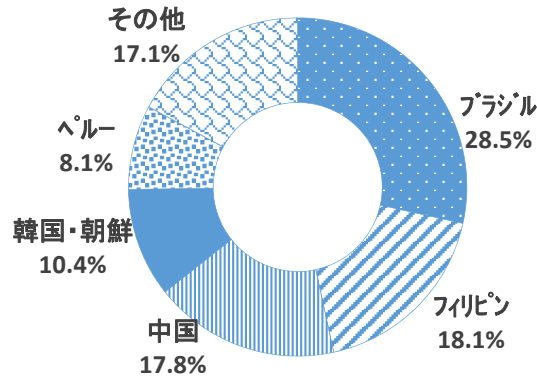
(人)



(各年 4 月 1 日時点：住民基本台帳)

【外国人市民国籍別人口比率】

国籍別に外国人市民人口を見ると、平成 27 年 4 月は 53 国籍の合計 4,376 人で、「ブラジル」が 1,245 人で最も多く、以下「フィリピン」794 人、「中国」777 人、「韓国・朝鮮」456 人、「ペルー」354 人と、上位 5 カ国で外国人市民人口全体の 82.9%を占めています。

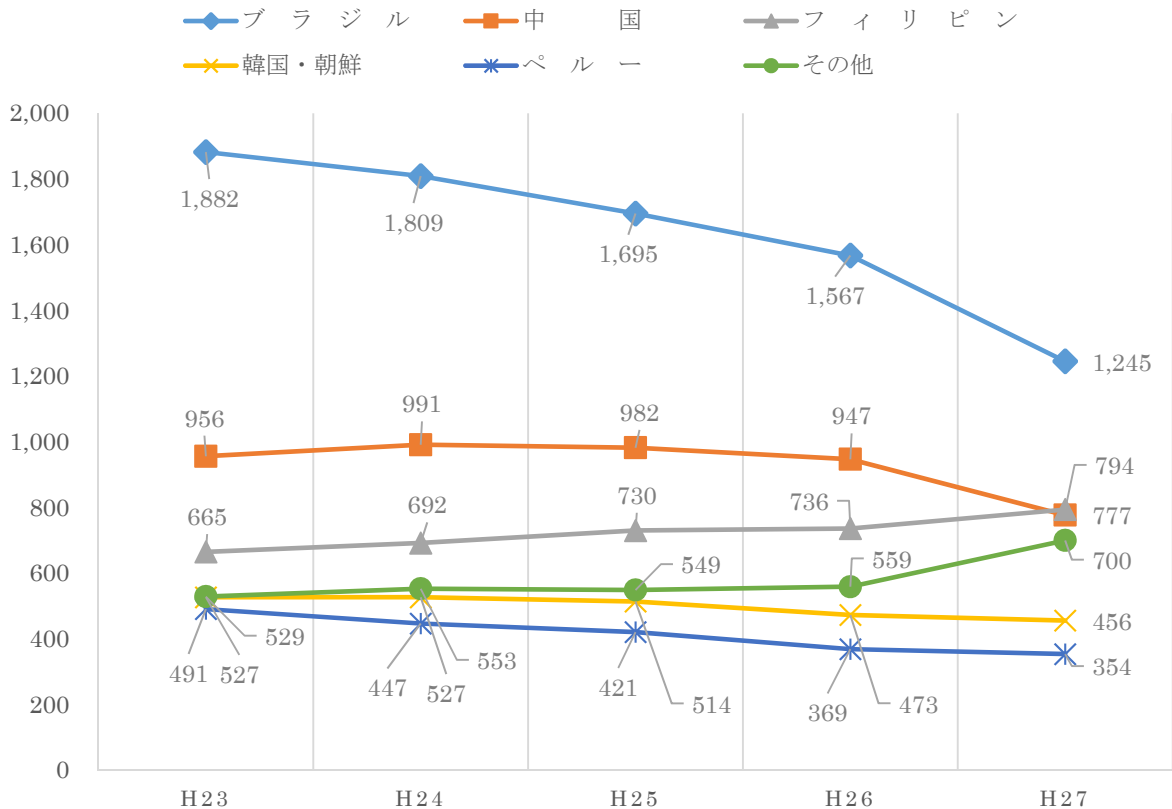


(平成 27 年 4 月 1 日現在：住民基本台帳)

上位 5 カ国の外国人市民人口の推移を見ると、ブラジル籍が他の国籍に比べて多くなっていますが、近年は減少傾向にあることがわかります。また、平成 27 年にフィリピン籍の人数が中国籍の人数を上回りました。

上位5カ国他 外国人市民人口推移

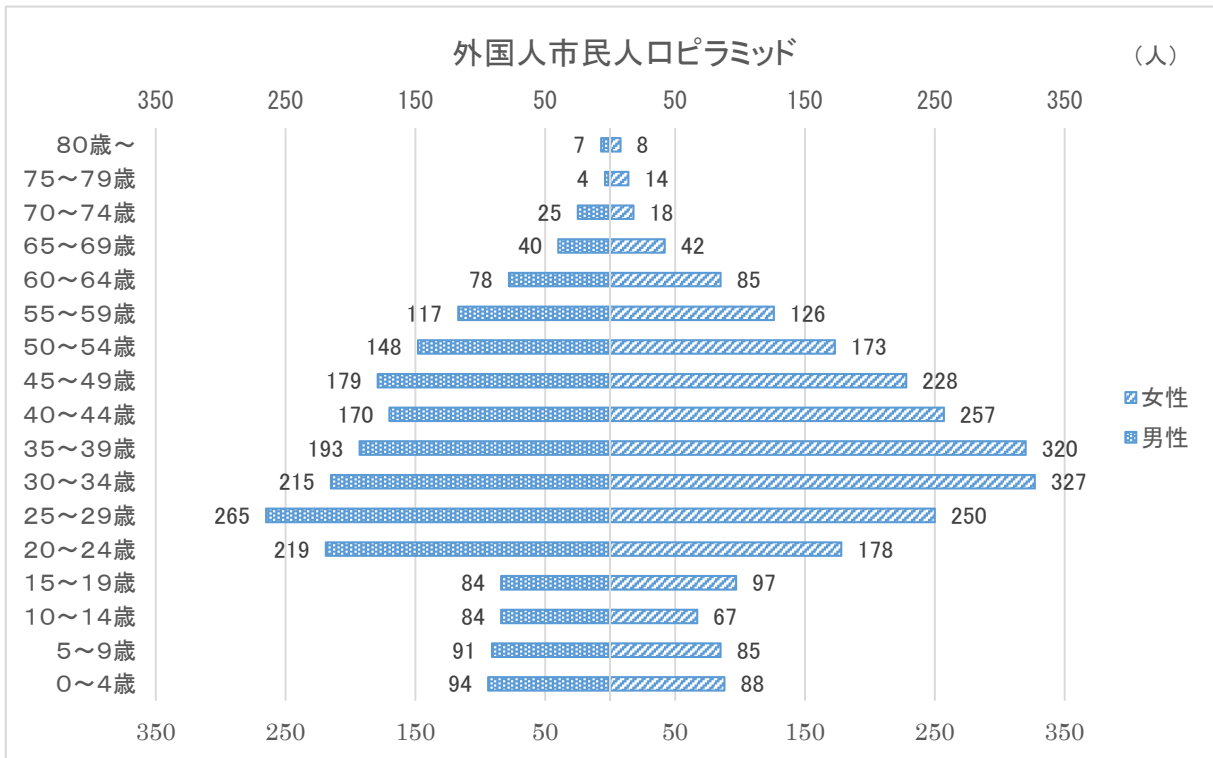
(人)



(各年 4 月 1 日時点：住民基本台帳)

【性別・年齢層別外国人市民の数】

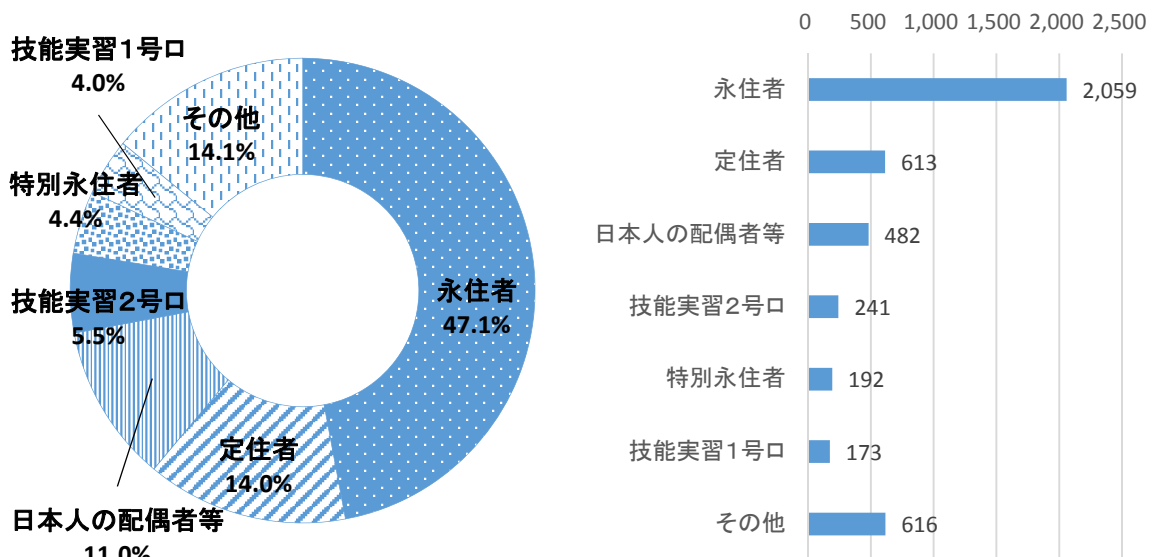
性別・年齢層別にみると、男女とも「19歳以下」と「60歳代」の各年齢層では100人前後となっていますが、「20歳～59歳」の働き盛りの年齢層が多くなっています。



(平成27年4月1日：住民基本台帳)

【在留資格別外国人市民数・比率】

在留資格別に見ると、活動内容の制限はなく、在留の期限もない「永住者」が47.1%と最も多く、次いで、活動内容の制限はなく、在留期限が1年または3年に制限されている「定住者」が14.0%、「日本人の配偶者等」が11.0%、となっています。



(平成27年4月1日：住民基本台帳)

【地区別 外国人市民の数・比率】

地区別に外国人市民数の比率を見ると、「富士見台」地区が一番高く4.0%、次いで「吉原」地区が3.4%「富士駅北」地区が2.5%、と続いています。市内すべての地域で広く外国人市民が居住していることがわかります。

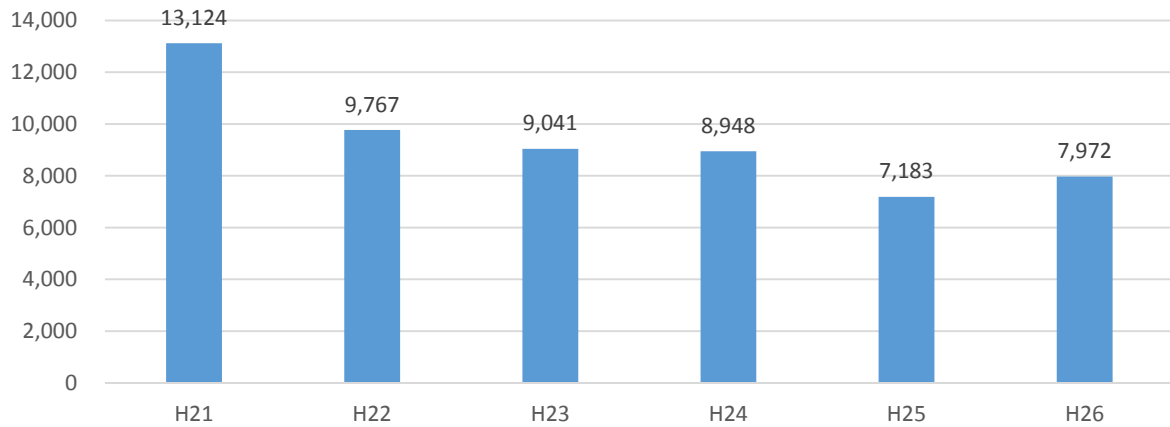
地区名	総人口（人）	外国人市民（人）	比率
富士見台	6,744	272	4.0%
吉原	12,451	429	3.4%
富士駅北	12,779	324	2.5%
松野	7,296	174	2.4%
富士駅南	12,058	287	2.4%
広見	13,296	305	2.3%
元吉原	8,322	177	2.1%
今泉	12,966	236	1.8%
岩松	9,977	175	1.8%
伝法	12,557	219	1.7%
富士南	16,829	262	1.6%
田子浦	14,759	225	1.5%
青葉台	8,615	123	1.4%
吉永	7,678	97	1.3%
富士川	9,091	113	1.2%
丘	13,152	163	1.2%
岩松北	10,056	122	1.2%
原田	6,981	80	1.1%
鷹岡	12,866	134	1.0%
大淵	13,350	139	1.0%
富士北	8,408	87	1.0%
須津	11,481	116	1.0%
神戸	3,782	37	1.0%
吉永北	3,160	28	0.9%
浮島	1,768	10	0.6%
天間	6,681	36	0.5%
他	112	6	5.4%
合計	257,215	4,376	1.7%

(平成27年4月1日現在：住民基本台帳)

【外国人相談窓口の状況】

ポルトガル語とスペイン語の通訳が常駐する「外国人相談窓口」の利用件数は、平成 26 年度は 7,972 件で、平成 21 年度と比較すると約 5,000 件以上減少しました。しかし、未だに窓口での通訳を必要とする人が多くいることがわかります。

(人)

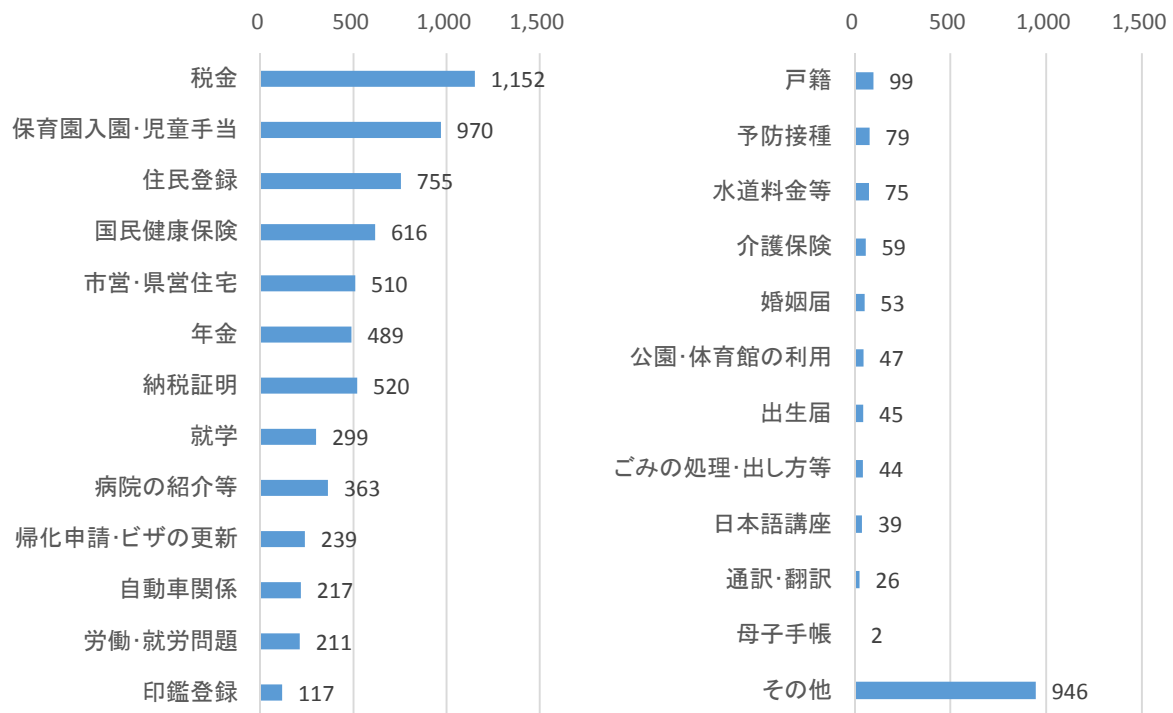


(各年度合計値：市民安全課データ)

【平成 26 年度「外国人相談窓口」での相談内容】

平成 26 年度の外国人相談の内容を見ると、「税金」が最も多く、次いで「保育園入園・児童手当」、「住民登録」、「国民健康保険」となっています。

(件)

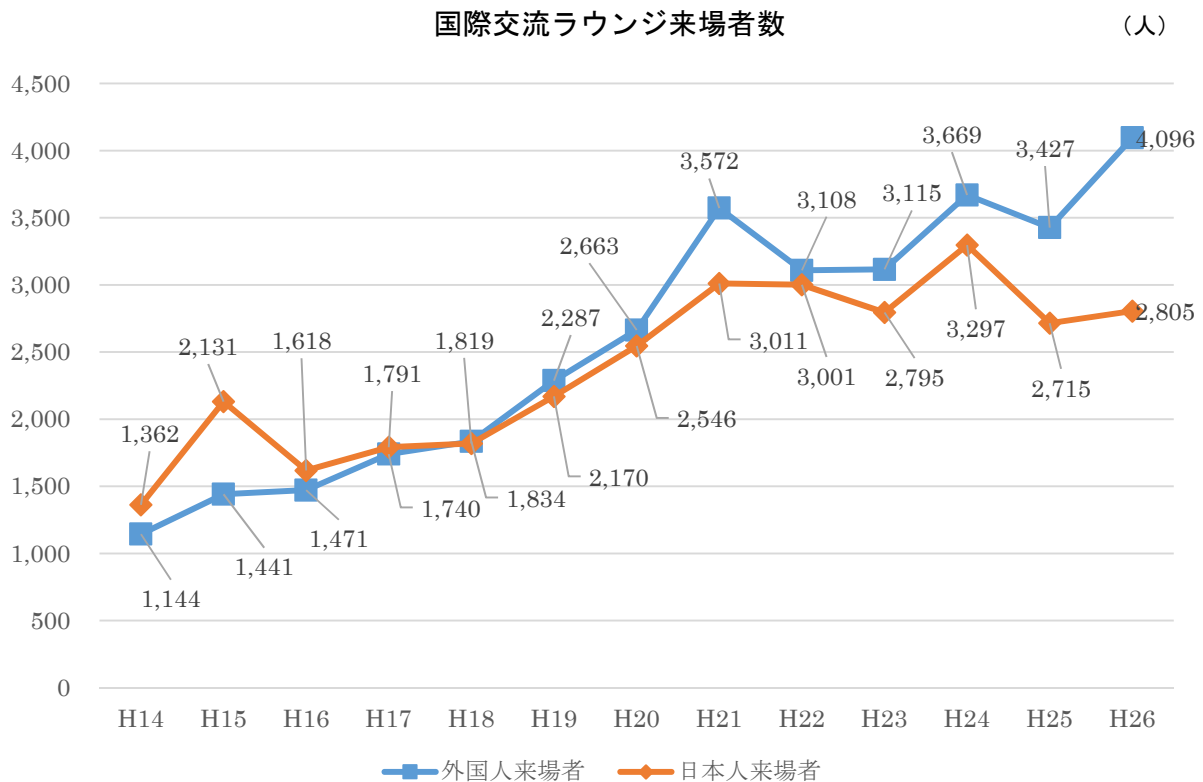


※その他には、「クレジットカード」、「インターネット」、「公共料金」等に関する相談が含まれます。

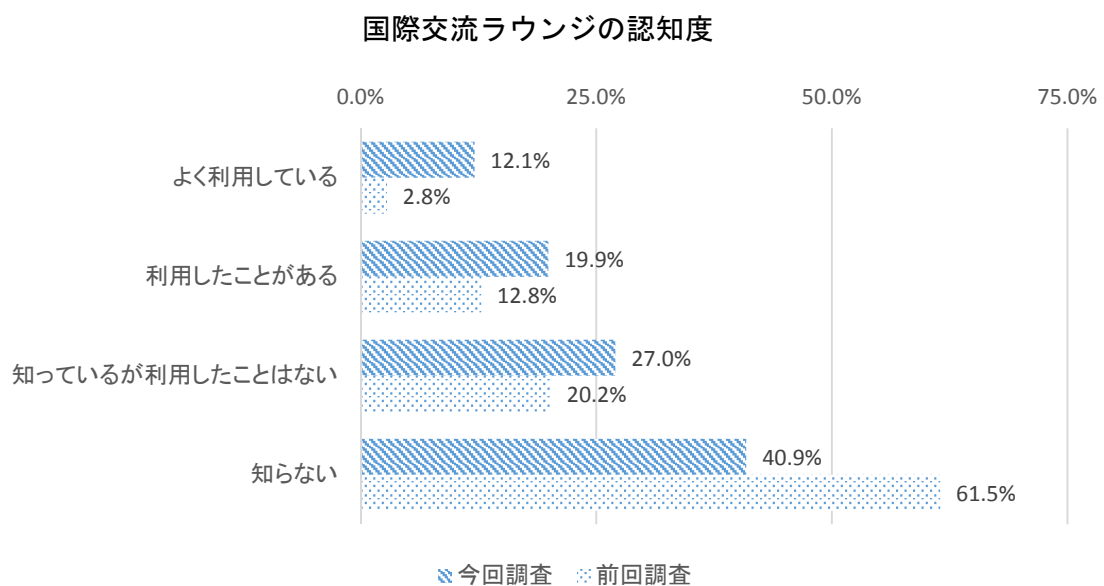
(平成 26 年度数値：市民安全課データ)

【国際交流ラウンジの来場状況】

国際交流ラウンジの外国人来場者数は年々増加しています。平成 14 年度の開所当初は 1,144 人でしたが、「日本語クラス」の増加に伴い、平成 26 年度には 4,096 人と大幅に増加しました。同様に、国際交流ラウンジの認知度は、外国人市民意識調査では平成 21 年度の 35.8% から平成 27 年度は 59.0% に増加しています。



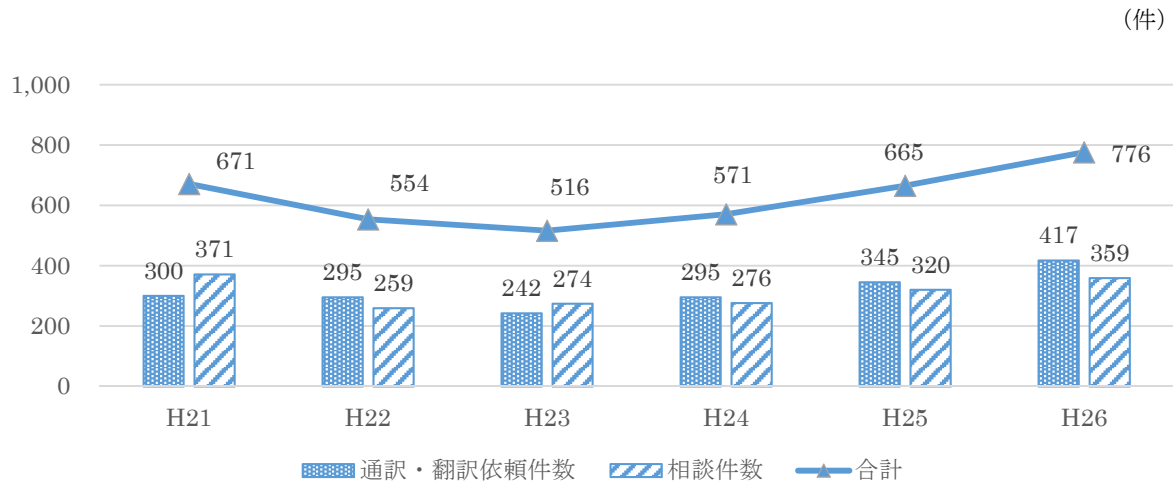
(各年度合計値：国際交流ラウンジ集計)



(今回 H27、前回 H21：外国人市民意識調査)

【国際交流ラウンジ 通訳・翻訳依頼件数、相談件数の推移】

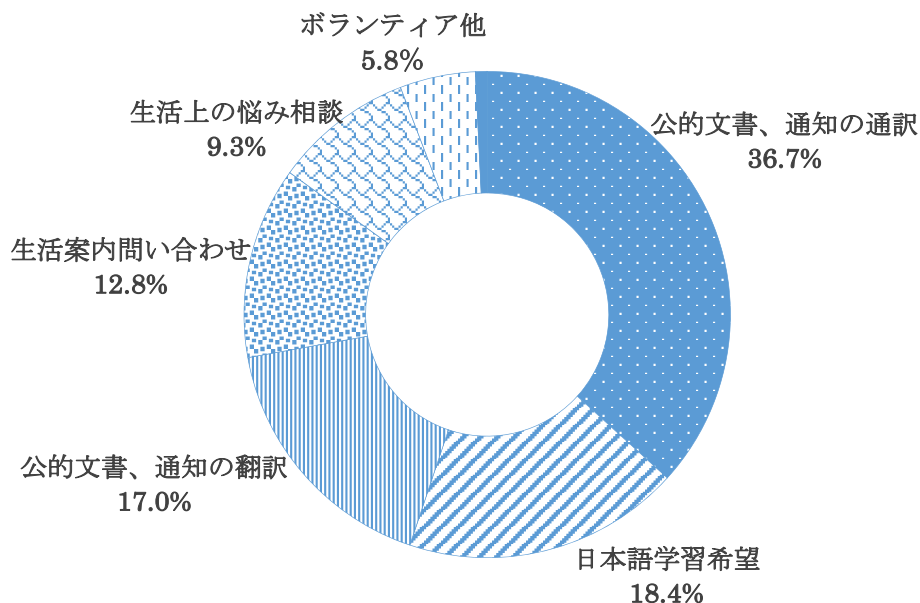
国際交流ラウンジでの通訳・翻訳依頼件数・相談件数を見ると、平成 23 年度以降増加傾向にあります。平成 26 年度では、通訳・翻訳依頼件数が 417 件、相談件数が 359 件となっています。



(各年度合計値：国際交流ラウンジ集計)

【国際交流ラウンジにおける相談内容】

平成 26 年度の国際交流ラウンジ相談内容を見ると、「公的文書、通知の通訳」が 36.7%で最も多く、次いで「日本語学習希望」が 18.4%、「公的文書、通知の翻訳」が 17.0%となっており、言語に関する相談内容が上位にあがっています。



(平成 26 年度数値：総数 776 件)

(3) 課題の整理

これまでの取組や市民意識調査、人口統計などから見える課題を整理しました。

○基本目標1 多文化共生の地域づくり

- ・“多文化共生”を意味も含めて知っている日本人市民の割合が、前回調査より減少したため、今後も交流イベント等を通じ、市民が異文化に触れ、理解を深める機会の充実が求められます。
- ・外国人市民の国際交流ラウンジの認知度は前回調査より上昇しましたが、外国人市民向けラジオ番組「Happiness」及び、多言語版の市ウェブサイト「外国語のページ」については、多くの人がその存在を知らないため、さらなる周知が必要です。
- ・外国人市民の多くが日本語学習を希望していることから、今後も多様なニーズに対応した学習機会の提供を継続することが求められます。
- ・外国人市民に多言語で生活情報を提供するため、回覧板を活用するなどの工夫が必要です。
- ・日本人市民意識調査では、日本人市民の約半数が、外国人市民と仲良く生活するために、日ごろからの挨拶や声かけなど日常の交流が相互理解につながると考えています。一方、外国人市民は、地域行事の情報が不足していることから、お互いをつなぐための情報発信の工夫が求められます。

○基本目標2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり

- ・言葉のちがいがから、外国人児童・生徒の学習面についても配慮が必要です。また、保護者にとっては母国と異なる日本の教育制度や費用に関する悩みがあるため、双方への支援が求められます。
- ・市立中央病院では、ポルトガル語通訳者を配置していますが、より多くの言語に対応するため、近隣医療機関等との連携が求められます。
- ・防災意識の啓発冊子や防災マップの多言語版の配布に加え、「やさしい日本語」や多言語で災害情報を提供するなどの工夫が求められます。
- ・外国人市民の地域防災訓練をはじめとする地域の行事への参加が進んでいないことから、災害時に、外国人市民と地域が円滑に連携するためにも、町内会への加入を促進するとともに、地域等を通じ外国人市民への確実な情報提供が求められます。

○基本目標3 国際化を担う人づくり

- ・多文化共生に関するボランティア活動に興味を示している日本人市民の約半数が外国籍または外国にルーツを持つ友人や知人がいることから、市民が多文化共生社会への理解を深めるために、多様な文化に触れ、理解し合う機会の充実が求められます。
- ・国際交流ラウンジでは、多くのボランティアの方が外国人市民に対する日本語学習支援に携わっていることから、地域において、日本人市民と外国人市民、また地域と行政をつなぐ担い手としての活躍が求められます。

第3章 プランの方向性

“これまでの5年間”の取組結果と課題を踏まえ、施策の継承や見直しを図り、“これからの5年間”の施策の方針を示すため、「基本理念」と「基本目標」を設定しました。

(1) 基本理念

心通い合う多文化共生のまち ふじ

「富士市国際化推進プラン」での取組の成果を活かし、また残された課題を解消するため、本プランにおいても、これまでの基本理念を継承し、国籍・言語・文化・生活習慣等からなるちがいを理解、尊重することにより、同じ社会の一員として共生していく多文化共生のまちの実現を目指します。

(2) 基本目標

1. とともに学び理解し合う地域づくり

多文化共生社会への認識不足や、日本人市民・外国人市民のお互いのコミュニケーション不足により円滑に情報が行き届かないなどの課題があります。国籍や文化などのちがいを学び合い、市民だれもが地域の一員であるという認識を持つことで理解し合う多文化共生の地域をつくります。

2. 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

防災、教育をはじめ、地域と外国人市民との情報連携のあり方など、日常生活における課題が存在します。すべての市民が同じサービスを受け、義務を果たし、地域の人々と安全・安心に暮らせる環境をつくります。

(3) 重点施策

これまでの取組と統計データ、日本人市民と外国人市民への意識調査から見えた課題に対し、今後、多文化共生を推進していく上で欠かせない取組として、以下の3項目を、重点施策として設定しました。

重点施策 1

1-1 相互理解の推進

国籍、文化、生活習慣のちがいを認め合うためには、まず正しい認識と、理解が必要であることから、相互理解に結びつく機会の充実を図ります。また地域と行政をつなぐ担い手を発掘・育成し、外国人市民と日本人市民の間に生じる地域の課題の解消につなげ、心通い合う多文化共生のまちの実現を目指します。

重点施策 2

1-2 コミュニケーションの支援

従来の言語学習の機会への取組を継続しつつ、これまでの多言語対応に加え、外国人市民に限らず理解が容易でない日本語をわかりやすく表現した「やさしい日本語」の普及を推進することにより、お互いの意思の疎通の充実、正確性、迅速性の向上を図ります。

また、国際交流ラウンジ等における外国人市民の日本語学習機会をさらに充実させるなど、言葉によるコミュニケーション能力の向上を目的とし、継続的に学び習得するための機会と内容の充実を図るなど、円滑なコミュニケーションにつながる支援を実施します。

重点施策 3

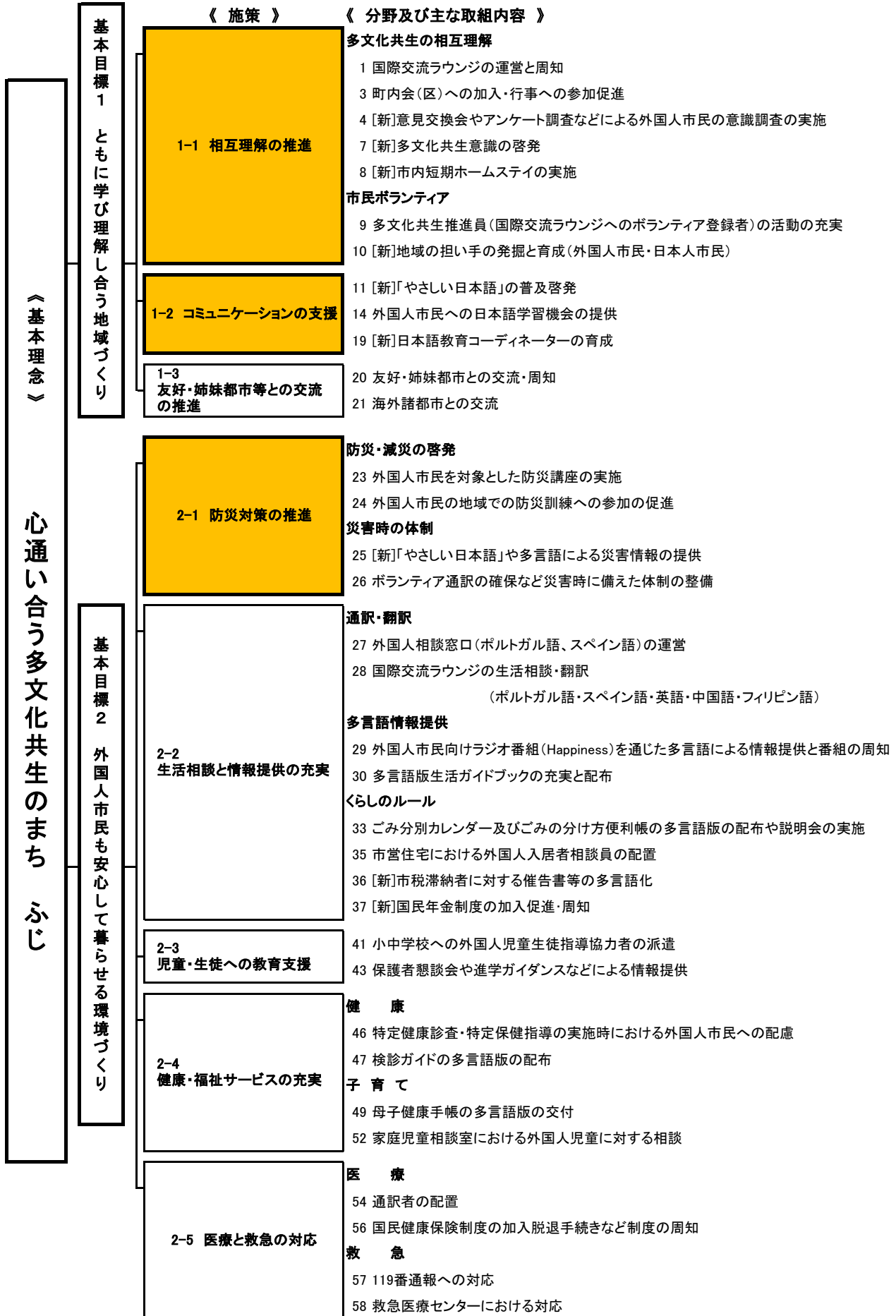
2-1 防災対策の推進

外国人市民が最も知りたい市の情報として、「災害時の避難所など緊急時対応」をあげていることから、今後も多言語による防災関連冊子等の配布を継続します。

また、応急手当講座の実施や、地域の防災訓練への参加を促すなど、外国人市民と地域住民が円滑に連携できる取組を推進します。

また、災害時において、外国人市民が言葉や文化のちがいによって二次的被害を受けることのないよう、災害時の通訳ボランティアを確保するとともに、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を充実します。

(4) 施策の体系



は、重点施策です。

第4章 基本計画

現状と課題及び、国際化推進プランの評価を踏まえ、基本計画を設定しました。

※ **[新]** は、新規の取組内容を示しています。

～基本目標1～ とともに学び理解し合う地域づくり

1-1 <相互理解の推進>

重点施策

とともに学び理解し合う多文化共生の地域づくりを推進するため、国際交流ラウンジの運営や交流イベントを開催するなど、多様な文化の理解を深める機会の提供に努めます。また、地域と行政をつなぐ担い手を発掘・育成することにより、外国人市民の地域活動等への参画を促進し、日本人市民の多文化共生意識の向上にも働きかけ、地域の課題解決を図り、日頃からの連絡体制を構築していきます。

【多文化共生の相互理解】

取組内容	担当課
1. 国際交流ラウンジの運営と周知	国際交流室
国際交流ラウンジ運営協議会及び各部会（広報部会、支援育成部会、文化交流部会）を中心に多文化共生推進事業を展開します。 広報ふじへの紹介記事の掲載、転入外国人市民へパンフレット配布、報道提供、パネル紹介などを通じ、国際交流ラウンジの周知を図ります。	
2. 学習サポートセンターの運営	国際交流室
コーディネーターとボランティアによる外国人児童への学習支援を実施します。 また、学習サポートセンターの再編を含め、ニーズに応じた見直しを図ります。	
3. 町内会（区）への加入・行事への参加促進	まちづくり課
外国語翻訳版や「やさしい日本語」での「町内会（区）加入等」の資料を配布し、外国人市民の参加を促します。	
4. [新] 意見交換会やアンケート調査などによる外国人市民の意識調査の実施	国際交流室
外国人市民との意見交換会やイベントなどでアンケートを実施し、外国人市民のニーズを調査します。	
5. まちづくりセンター等における語学講座、料理教室など、異文化理解を目的とした事業の充実	まちづくり課 社会教育課
各地区まちづくりセンター等において、異文化理解を目的とし、様々な年齢層を対象に民族舞踊、料理教室等を開催します。	

6. 国際交流フェアなど交流イベントの開催	国際交流室
国際交流協会と連携し、国際交流フェアなどの交流イベントを開催します。	
7. [新] 多文化共生意識の啓発	国際交流室
お互いのちがいを認め理解し合う多文化共生社会の実現に向け、市民の多文化共生意識高揚につながる講演会等事業を実施します。	
8. [新] 市内短期ホームステイの実施	国際交流室
市内在住の外国人市民及び日本人市民の児童・生徒の間で、お互いの自宅における短期ホームステイを実施し、多様な文化や生活習慣に触れ、多文化共生社会への理解を深めます。	

【市民ボランティア】

取組内容	担当課
9. 多文化共生推進員(国際交流ラウンジへのボランティア登録者)の活動の充実	国際交流室
国際交流ラウンジで実施する「日本語クラス」での日本語ボランティアとしての活動等を促します。	
10. [新]地域の担い手の発掘と育成(外国人市民・日本人市民)	国際交流室
地域と連携し、多文化共生推進の担い手となる人材の発掘に努めます。また、課題解決に必要な施策を行政や地域とともに考え取り組むことで人材を育成します。	

1-2 <コミュニケーションの支援>

重点施策

外国人市民に限らず、理解が容易でない日本語をわかりやすく表現した「やさしい日本語」の普及や、国際交流ラウンジ等における外国人市民の日本語学習機会の充実など、外国人市民の言葉によるコミュニケーション能力の向上などを目的とし、継続的に学び、習得するための機会の拡大や、内容の充実を図ります。

取組内容	担当課
11. [新]「やさしい日本語」の普及啓発	国際交流室
「やさしい日本語」の講座等を開催します。国籍や言語のバリアフリー化により、日本人市民と外国人市民の円滑なコミュニケーション能力の向上を図ります。	
12. 学校などで通訳を行う市民通訳制度の実施	国際交流室
学校などに外国語通訳支援員を派遣します。 制度の周知に努めるとともに、未対応言語の通訳支援員の増加を図ります。	
13. 図書館における外国語図書の充実	市立図書館
外国語図書の収集に努めます。	

14. 外国人市民への日本語学習機会の提供	国際交流室
<p>「外国人のための日本語講座」を開催します。</p> <p>国際交流ラウンジにおいて、日本語ボランティアと外国人市民が一对一で日本語学習を行う「日本語クラス」や、グループ学習「楽しい日本語教室」等を開催します。</p>	
15. 日本家庭料理教室など日本文化・社会に関する学習機会の提供	国際交流室
<p>国際交流ラウンジにおいて「日本の家庭料理教室」を開催します。</p> <p>「外国人のための日本語講座」でも、日本のしきたりや文化学習の機会を設け、日本社会への理解を促します。</p>	
16. 異文化理解講座の講師など、外国人市民との協働	国際交流室
<p>国際交流ラウンジや各地区まちづくりセンターで開催する異文化理解講座・語学講座をはじめ、各種協議会等への外国人市民の参画を推進します。</p>	
17. 外国語指導助手（ALT）による英語教育など小中高等学校における国際理解教育の推進	学校教育課 市立高校
<p>小学校教員の指導力向上のため、ALTによる教員対象の英会話講座を実施します。</p> <p>ALT相互の実践研修を実施します。</p> <p>小中高生の英語力向上のため、ALTによる英会話活動を実施します。</p>	
18. 海外探究研修の取組など国際理解教育の推進	市立高校
<p>海外探究研修を実施します。</p> <p>海外大学生の受入れを通じて、国際理解教育を推進します。</p>	
19. 【新】日本語教育コーディネーターの育成	国際交流室
<p>地域における多文化共生意識を広め、1人でも多くの外国人市民に日本語学習の場の提供を継続します。また、「日本語クラス」の地域への展開を目指し、日本語学習希望者と教え手をつなぐ日本語教育コーディネーターを養成します。</p>	

1-3 <友好・姉妹都市等との交流の推進>

中国 嘉興市（友好都市）、アメリカ合衆国 オーシャンサイド市（姉妹都市）との交流を深めるとともに、市民との協働による多文化共生推進の機会の拡大に努めます。さらに、日本人市民が多様な文化に触れる機会を充実させることにより、多文化共生社会を担う人材の育成に努めます。

取 組 内 容	担 当 課
<p>20. 友好・姉妹都市との交流・周知</p> <p>「富士市民友好の翼」、「富士市少年親善使節団」など訪問団の派遣を行います。 友好・姉妹都市からの訪問団の受入など、市民との交流の機会を設けます。 広報ふじへの掲載、報道提供、パネル展示、ウェブサイト掲載などを通じ、友好・姉妹都市の紹介や交流の周知を図ります。</p>	<p>国際交流室</p>
<p>21. 海外諸都市との交流</p> <p>国際交流団体への事業の後援などを通じて国際交流の推進を図ります。 友好・姉妹都市以外の都市からの訪問団との交流の対応を行います。 文化・スポーツ団体等の交流を促します。</p>	<p>国際交流室 関係各課</p>



～基本目標 2～ 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり

重点施策

2-1 <防災対策の推進>

多言語による防災関連冊子等を配布し、防災情報の提供を行います。また、生活拠点となる地域での防災訓練などへの参加を促進し、災害時に向けた外国人市民の防災意識の向上に努めます。

また、災害時におけるボランティア通訳の確保や、多言語や「やさしい日本語」による正確な情報提供などの整備をしていきます。

【防災・減災の啓発】

取組内容	担当課
11. [新]「やさしい日本語」の普及啓発（再掲）	国際交流室
災害時、日本人市民同様、外国人市民にも情報を迅速・正確・簡潔に伝えるため、「やさしい日本語」の普及と利用を促進します。	
22. 多言語版の防災冊子等の配布	防災危機管理課 国際交流室
多言語による防災冊子、防災マップを「はっぴーらいふぱっく」（生活オリエンテーション資料等）の一部として転入手続きの窓口及び、国際交流ラウンジにて配布します。 また、外国人向け災害用カードを、国際交流ラウンジ等で配布します。	
23. 外国人市民を対象とした防災講座の実施	防災危機管理課 国際交流室
外国人市民を対象とした防災講座等を実施します。	
24. 外国人市民の地域での防災訓練への参加の促進	防災危機管理課 国際交流室
国籍等のちがいを越え、共に助け合える地域づくりのため、「やさしい日本語」を通して、居住する外国人市民に防災訓練への参加を促します。	

【災害時の体制】

取組内容	担当課
25. [新]「やさしい日本語」や多言語による災害情報の提供	防災危機管理課 国際交流室
「やさしい日本語」や多言語による災害情報を提供します。 外国人市民にコミュニティ FM 局「Radio-f」の周知を図ります。	
26. ボランティア通訳の確保など災害時に備えた体制の整備	防災危機管理課 国際交流室
災害時のボランティア体制の整備を図ります。 災害時にボランティア通訳・翻訳者となる人材を確保できる体制を整えます。	

2-2 <生活相談と情報提供の充実>

外国人市民が円滑に生活情報を入手するため、多言語による市のウェブサイトやラジオなど多様なメディアを活用した情報提供に努めます。さらに、外国人市民が必要とする情報を把握し、地域や企業等と連携しながら、情報提供の充実を図ります。

【通訳・翻訳】

取 組 内 容	担 当 課
27. 外国人相談窓口（ポルトガル語、スペイン語）の運営	市民安全課
ポルトガル語とスペイン語通訳を外国人相談窓口に配置し、外国人市民からの各種相談に対応します。	
28. 国際交流ラウンジの生活相談・翻訳 （ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・フィリピン語）	国際交流室
5カ国語（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・フィリピン語）の言語スタッフを配置し、外国人市民からの生活相談、日本人市民・外国人市民双方からの通訳、翻訳依頼に対応します。	

【多言語情報提供】

29. 外国人市民向けラジオ放送番組「Happiness」を通じた多言語による情報提供と番組の周知	広報広聴課 国際交流室
外国人市民の出演によるラジオ放送番組「Happiness」の周知を行い、また番組で多言語による情報を提供します。	
30. 多言語版生活ガイドブックの充実と配布	市民課 国際交流室
「はっぴーらいふぱっく」を転入手続き時などで配布します。 必要に応じ提供する情報を精査し、内容の充実を図ります。	
31. 多言語ウェブサイトの充実と周知	国際交流室
5カ国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語）の市のウェブサイト「外国語のページ」の充実を図ります。 「INFO BOX F」を作成、「はっぴーらいふぱっく」に同封し、外国人相談窓口や国際交流ラウンジのイベント時など、様々な機会に配布し周知を図ります。	
32. 町内会（区）や企業等との情報連携	国際交流室 まちづくり課
町内会（区）や企業等と連携しながら、外国人市民向けの生活オリエンテーション用DVDの紹介など情報提供の充実を図ります。	

【くらしのルール】

取 組 内 容	担 当 課
33. ごみ分別カレンダー及びごみの分け方便利帳の多言語版の配布や説明会の実施	廃棄物対策課
ごみ分別カレンダー及びごみの分け方便利帳の多言語版の配布や説明会を実施します。	
34. 市営住宅の入居に関する情報提供	住宅政策課
市営住宅へ入居を希望する外国人市民へ、募集案内等を翻訳し、配布します。	
35. 市営住宅における外国人入居者相談員の配置	住宅政策課
外国人市民入居者の多い富士見台団地、田子浦団地に外国人相談員を配置し、言葉や生活習慣などの相談に応じます。	
36. 【新】市税滞納者に対する催告書等の多言語化	収納課
市税滞納者に対し発行する催告書などの多言語版を作成、発送することにより、外国人市民の市税滞納の解消を図ります。	
37. 【新】国民年金制度の加入促進・周知	国保年金課
日本年金機構と情報共有し、国民年金未加入者に対し加入促進・周知を行います。 年金加入者に対し、年金保険料の免除や給付についての相談を受け付けます。 日本年金機構が作成する様々な情報について、多言語版パンフレットを配布します。	
38. ハローワーク等との連携による就労支援	商業労政課
外国人市民の就労に関する情報提供に努めます。 ハローワーク富士にある「外国人雇用サービスコーナー」を紹介します。	
39. 法律や相談窓口等を紹介した多言語パンフレット等の配布	多文化・男女共同参画課
国や県から配布される多言語による「男女共同参画パンフレット」、「ドメスティックバイオレンスに関するパンフレット」を国際交流ラウンジの事業等で配布します。	
40. ドメスティックバイオレンスに関する相談対応	福祉総務課
富士市配偶者暴力相談支援センターを運営し、より細かな支援体制づくりに努めます。また、外国人に対する支援マニュアル等を整備します。	

2-3 <児童・生徒への教育支援>

日本語でのコミュニケーションが困難な児童・生徒が転入した際に、母国語で対応する指導協力者の派遣や、外国人児童生徒適応指導教室における学習補助、保護者との相談時の補助など、外国人児童・生徒への学習支援・相談体制の充実を図ります。

取 組 内 容	担 当 課
2. 学習サポートセンターの運営（再掲）	国際交流室
コーディネーターとボランティアによる外国人児童への学習支援及び地域との交流事業を実施します。また、学習サポートセンターの再編を含め、ニーズに応じた見直しを図ります。	
41. 小中学校への外国人児童生徒指導協力者の派遣	学校教育課
日本語による会話が困難な児童生徒の編入学後の初期指導・支援及び、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語以外の言語についても継続支援を行います。	
42. 外国人児童生徒適応指導教室の開設による学習補助、保護者の相談対応	学校教育課
富士見台小学校に指導員・支援員、吉原北中学校に支援員を配置します。それ以外の学校で、支援の希望がある場合には、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語について、支援員の派遣を行います。また、吉原小学校内の国際教室を継続します。	
43. 保護者懇談会や進学ガイダンスなどによる情報提供	学校教育課 国際交流室
外国人児童・生徒の保護者を対象に、保護者懇談会や進学ガイダンスを開催します。	
44. 外国人学校への支援	教育総務課
ブラジル人子弟の教育の充実のため、学校法人神和学園エスコララフジへの支援を行います。	
45. 外国人児童へのボランティアによる学習支援	国際交流室
富士見台小学校、ラ・ホール富士、国際交流ラウンジの3会場において、地域の市民ボランティアが外国人児童に夏休みの宿題などを教える学習支援事業を行います。	

2-4 <健康・福祉サービスの充実>

外国人市民が日本人市民と同様に特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診等を受診できるよう、多言語やわかりやすい表現による広報に努めます。また、母子健康手帳や予防接種予診票など、母子保健等に必要な情報の多言語による提供の充実を図ります。

さらに、保育園や幼稚園、認定こども園に在園している外国人園児にも、言語や生活習慣のちがいに配慮した対応に努めます。

【健康】

取 組 内 容	担 当 課
46. 特定健康診査・特定保健指導の実施時における外国人市民への配慮	国保年金課
すべての特定健診実施機関に外国人市民用の質問票を配布します。 (ポルトガル語版、スペイン語版、英語版、中国語版、フィリピン語、韓国語版)	

47. 検診ガイドの多言語版の配布	健康対策課
がん検診や健康づくりの紹介を掲載した「検診ガイド」を作成し、受診対象者の全世帯に郵送します。また、検診ガイドの英語版、ポルトガル語版を配布します。	
48. 各種がん検診等の実施時における外国人市民への配慮	健康対策課
がん検診について、よりわかりやすい内容を、多言語ラジオ番組内で紹介します。検診ガイドの内容については国際交流ラウンジでも通訳を行います。	

【子育て】

取 組 内 容	担 当 課
49. 母子健康手帳の多言語版の交付	健康対策課
ポルトガル語版、英語版の母子健康手帳を交付します。	
50. 妊婦・乳幼児健康診査・家庭訪問の実施時における外国人市民への配慮	健康対策課
1歳6か月児・3歳児健康診査の外国語版問診票（ポルトガル語・英語）を使用し、個別の聞き取りで対応します。 乳児家庭訪問時に、多言語版の予防接種説明書・予防接種問診票を持参し、予防接種事業について説明します。	
51. 予防接種予診票の多言語版の配布	健康対策課
多言語版の予防接種予診票を、フィランセ窓口や集団予防接種会場、各予防接種実施医療機関で配布します。	
52. 家庭児童相談室における外国人児童に対する相談	こども家庭課
子育てに関する悩みや相談、子ども自身の悩みについて、家庭相談員・ケースワーカーが、アドバイスや、必要に応じて他機関の専門相談の紹介を行います。また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民との相談を、円滑かつ迅速に行えるよう努めます。	
53. 保育園や幼稚園・認定こども園における言語や生活習慣の違いに配慮した対応	こども未来課
日本語の理解が困難な外国人保護者に対し、外国語通訳支援員派遣を通じて意思の疎通を図ります。また、通知などは、ローマ字、多言語、ふりがな等、状況に合わせた対応を実施します。 入園、緊急時、行事等の案内は英語、ポルトガル語、スペイン語のものを作成します。園児への対応について、各園で情報を共有して活用します。	

2-5 <医療と救急の対応>

市立中央病院におけるポルトガル語通訳者の配置を継続的に行うとともに病院内の案内表示の多言語併記の充実を図ります。また、円滑な国民健康保険制度への加入脱退手続きができるよう、多言語の資料による制度の周知や、外国人相談窓口の相談員との連携による各種手続きの補助などを行います。

さらに、外国人市民からの119番通報や救急医療センター受診の際に、外国人市民に配慮した受入れ体制を整え、より迅速で正確な対応に努めます。

【医療】

取組内容	担当課
54. 通訳者の配置	(病) 医事課
ポルトガル語通訳者を配置し、ポルトガル語圏の患者の通院・入院をサポートします。また、必要に応じ外部の医療機関や団体等と連携し、支払い、手術等、医師等の説明の通訳を行い、患者がことばによる不便を感じずに、安心して治療が受けられるように支援します。	
55. 院内表示等の多言語による併記	(病) 医事課
受付窓口や外来窓口、各科の案内表示等にポルトガル語表記を行います。 ポルトガル語版を作成済みの文書について、原文（日本語版）の修正等に合わせて適宜変更を実施します。	
56. 国民健康保険制度の加入脱退手続きなど制度の周知	国保年金課
国民健康保険制度の加入脱退手続きなど、制度の周知をするため、6カ国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、韓国語）のパンフレットを作成し、窓口に配架します。	

【救急】

取組内容	担当課
57. 119番通報への対応	(消) 情報指令課
外国人市民からの119番通報に対し、5カ国語でのサポート音声メッセージを送出できる簡易型対応システムによる的確な対応に努めます。 (対応可能言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語)	
58. 救急医療センターにおける対応	保健医療課
外国語による救急対応カードの診療室への設置、外国人市民の国籍別利用者数の把握、センター内掲示物の多言語表示を継続して実施します。	

数値目標

プランの進捗状況の評価に活用するため、基本目標ごとに、具体的な数値目標を設定しました。

基本目標	内 容	H27 現状値	H32 目標値
【基本目標 1】 ともに学び理解 し合う地域づくり	“多文化共生”を言葉の意味も含めて知っている人の割合	17.8%	50%
	外国人に対してよい印象を持っている人の割合	29.7%	50%
	国際交流ラウンジの認知度		
	＊日本人市民	23.9%	50%
	＊外国人市民	59.0%	70%
	国際交流ラウンジの来場者数	6,901人 H26 度実績	8,881人
	多言語による情報提供媒体の利用度		
	＊外国人市民向けラジオ番組 「Happiness」 ＊市ウェブサイト 「外国語のページ」	(聴取率) 8.8% (閲覧率) 9.5%	(聴取率) 10% (閲覧率) 20%
日本語学習を希望する外国人市民への日本語学習機会提供の割合	100%	100%	
外国籍の知人や友人がいる人の割合	23.8%	30%	
日本語ボランティアの活動者数	80人	100人	
【基本目標 2】 外国人市民も 安心して暮らせる 環境づくり	富士市に住み続けたいと思う外国人市民の割合	76.2%	90%
	外国人市民の地域での防災訓練の参加者数	62人	300人
	「やさしい日本語」の認知度	19.8%	50%
	災害時のボランティア通訳者数	30人	70人

第5章 推進体制の整備

(1) 推進体制

基本理念である『心通い合う多文化共生のまち ふじ』の実現に向け、日本人市民、外国人市民をはじめ、地域、市民ボランティア、国際交流団体、教育機関等と連携を取りながら推進します。

また、「富士市多文化共生推進庁内連絡会」において全庁的な連絡調整を図り、関係部署間の連携体制を強化します。

さらに、国、県をはじめとした、関係行政機関等との連携により、効果的な協働体制の構築に努めます。

(2) 計画の進捗管理

本プランの推進に当たっては、多文化共生推進に係る新たな情報の収集や情報提供を行いながら、市民のニーズを的確に把握し、関係部署間において協議・意見交換等を実施し、必要に応じて施策に反映します。

また、本プランの進捗管理は、富士市多文化共生推進庁内連絡会を中心として、プランに基づく取組実績を点検・評価します。その結果をもとに、改善につなげることで、「PDCA（計画 — 実行 — 評価 — 改善）サイクル」の実効性を高めていきます。

(3) 各主体の役割

日本人市民・外国人市民

日本人市民、外国人市民双方が、互いの文化や人権を尊重し、相互理解に努めることが求められます。

国籍、民族、文化のちがいに関係なく、その地域に暮らす住民全てが地域社会の一員であると認識し、積極的に地域活動等に参画することが求められます。

地域コミュニティ

町内会（区）は、最も生活に密着したコミュニティであり、地域における多文化共生の推進に重要な役割が期待されます。

外国では、町内会（区）のようなコミュニティの意識を持たない場合もあることから、町内会（区）の役割などについて、行政等との連携の上、理解を得ることが必要です。

ボランティア団体・NPO団体

それぞれの団体がこれまで培ってきた国際交流やボランティアに関するノウハウや情報、ネットワークを有効的に活用しながら、地域のニーズを把握し、それに適した活動を展開することが期待されます。

国際交流協会

市民が多文化共生推進の中心的な担い手となり、行政との橋渡し役として、多文化共生の啓発活動、異文化交流事業などの一層の充実が期待されます。

また、ホームステイの受入れ、国際交流フェア、日本語スピーチコンテスト、語学講座の開催、文化等のちがいを認め、理解し、ともに生きる多文化共生の意識を養う取組のさらなる充実が期待されます。

教育機関

外国人児童・生徒が教育を受けるための環境の整備や、進学・就職に関する支援への取組が求められます。

国際交流等の機会を通じ、若い世代の異文化や多文化共生への理解、意識の涵養が期待されます。

企業・事業

国籍、民族、文化等のちがいにかかわらず、雇用する立場から労働者の人権を十分に尊重するとともに、労働法令を遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められます。外国人市民にとって安全・安心な労働環境づくりや、日常生活における様々な課題の解決に向けて積極的な取組が期待されます。

国際交流ラウンジ

本市に暮らす外国人市民の生活上の悩みや言語に関わる相談対応及び、多文化共生推進員との協働の拠点として、日本語教育をはじめとする各種イベントの開催など多文化共生推進施策を取り組みます。

通称^{フイリス}F I L S (Fuji International Lounge for Sharing)

資料編

(1) アンケート調査結果

本計画を策定するに当たり、本市に在住する日本人市民、外国人市民に対してアンケート調査を実施しました。

【今回調査の概要】

	「富士市の多文化共生」について 【日本人市民意識調査】	在住外国人生活実態意識調査 【外国人市民意識調査】
調査目的	多文化共生や友好・姉妹都市交流、地域の外国人市民との交流などについての調査を実施し、市民の意識や実態を把握する	市内で生活を送る外国人市民の意識、生活実態や日常生活における課題、問題を把握する
調査対象	市内在住の20歳以上の男女	市内在住の外国人市民のうち20歳以上の男女
標本数	2,000人	国籍別上位5カ国の1,500人 (ブラジル、フィリピン、中国、 韓国・朝鮮、ペルー)
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出	住民基本台帳記載の外国籍市民の中から層化二段無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成27年2月	平成27年7月～9月
有効回収数	907サンプル	281サンプル
有効回収率	45.4%	18.7%

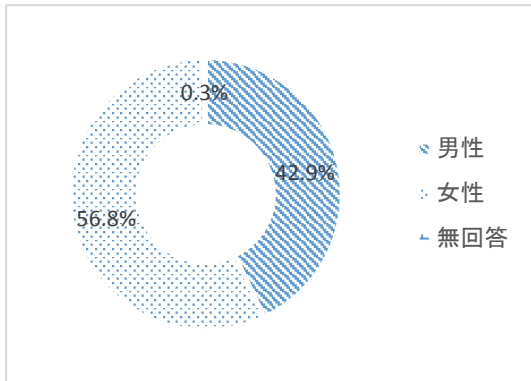
【前回調査の概要】

標本数	3,000人	国籍別上位5カ国の2,000人
調査期間	平成21年7月～8月	平成21年7月～8月
有効回収数	1,750サンプル	647サンプル
有効回収率	58.3%	32.4%

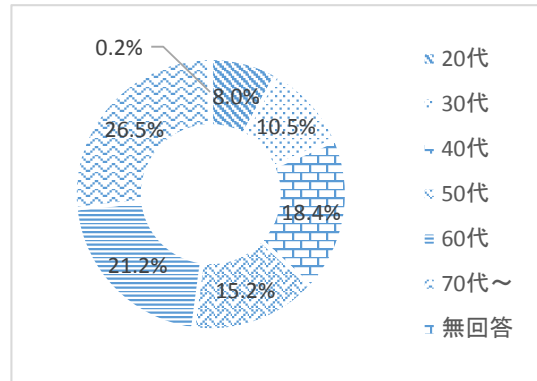
※ 調査目的、調査対象、抽出方法、調査方法は、今回の調査と同様です。

1.【日本人市民意識調査結果】

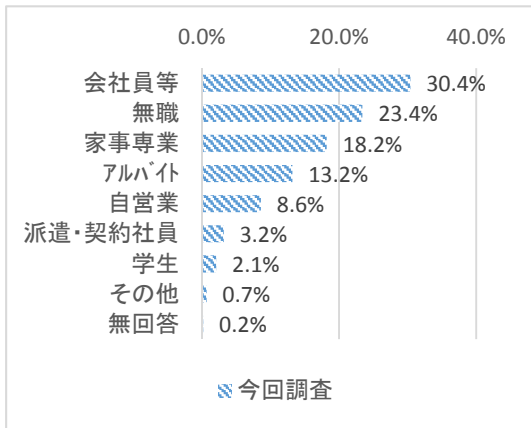
Q 1 性別



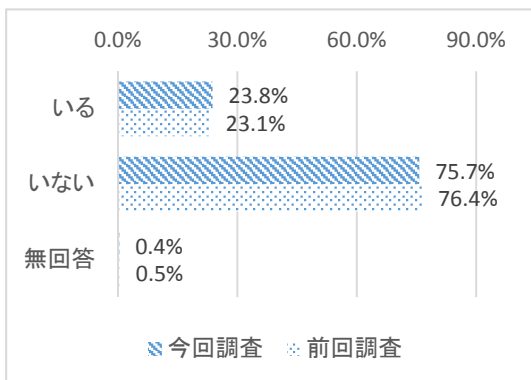
Q 2 年齢



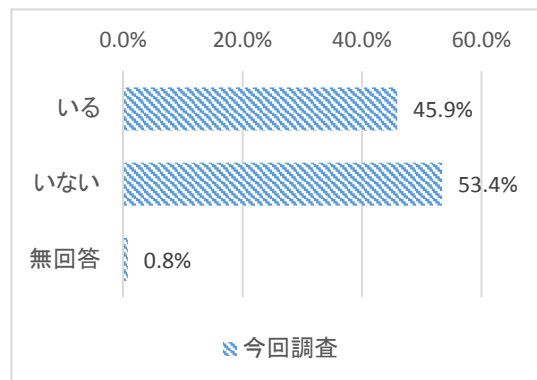
Q 3 職業



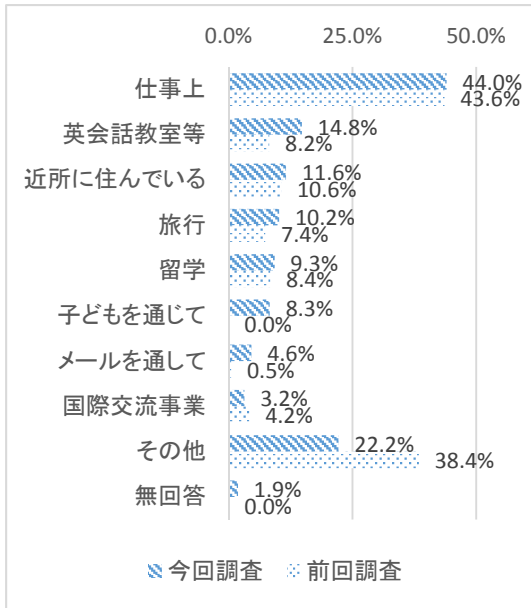
Q 4 外国人の知人の有無 (全体)



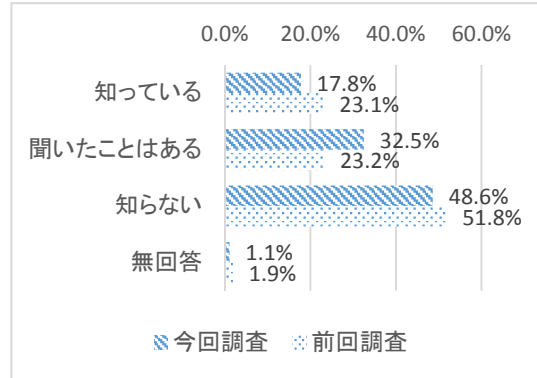
Q 4 外国人の知人の有無 (ボランティアに興味がある人の場合)



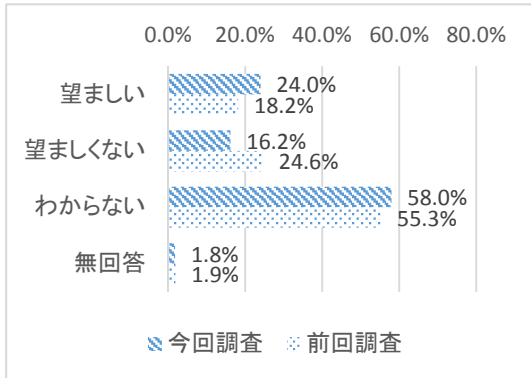
Q 5 外国人と知り合いになったきっかけ



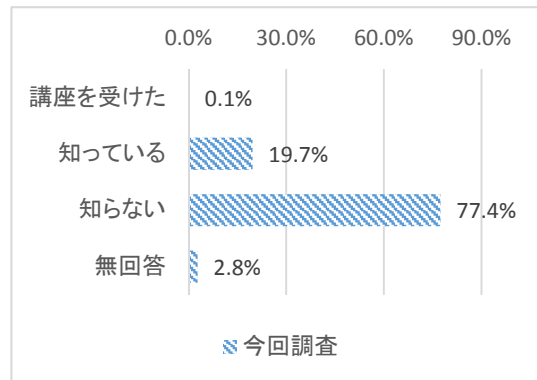
Q 6 多文化共生の認知度



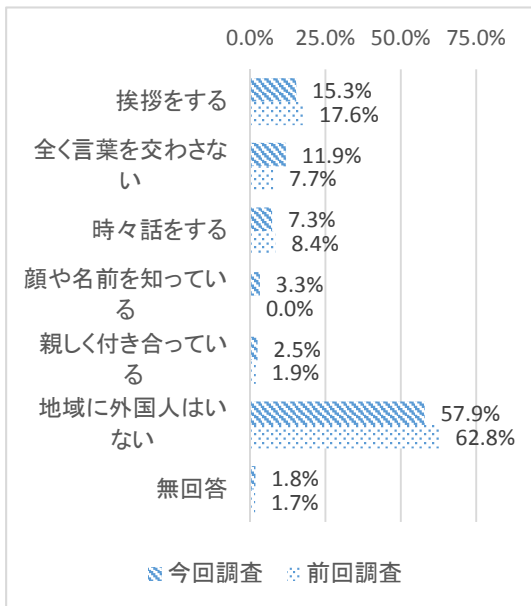
Q 9 国内での外国人増加に関する印象



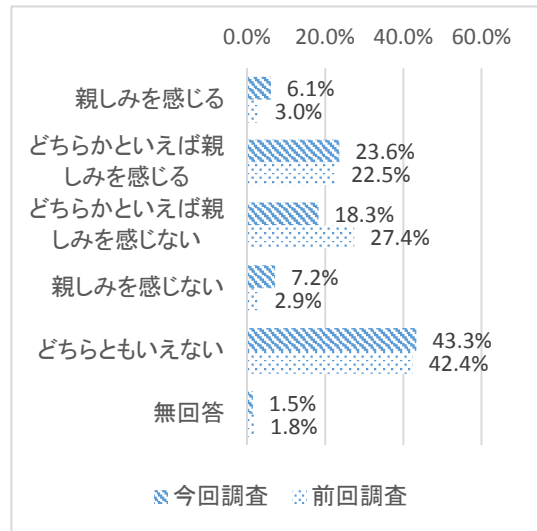
Q 7 やさしい日本語の認知度



Q 1 2 外国人との付き合い

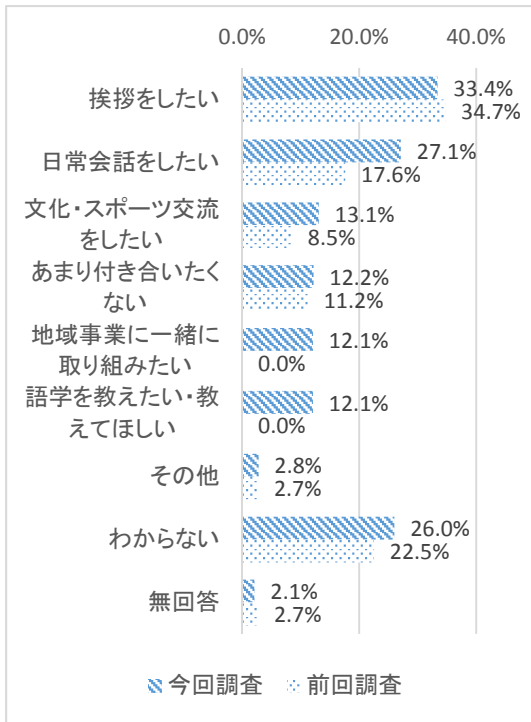


Q 1 0 外国人への印象

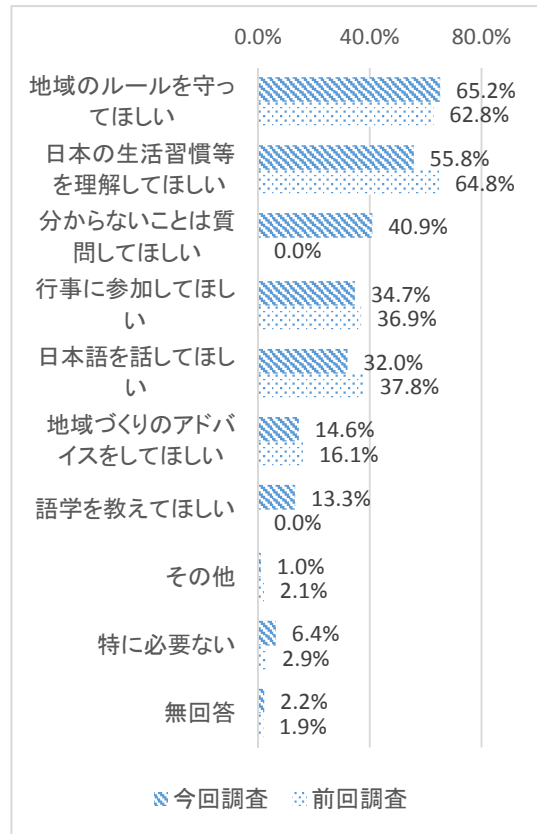


Q 8 及び Q 1 1 は、記述式の質問

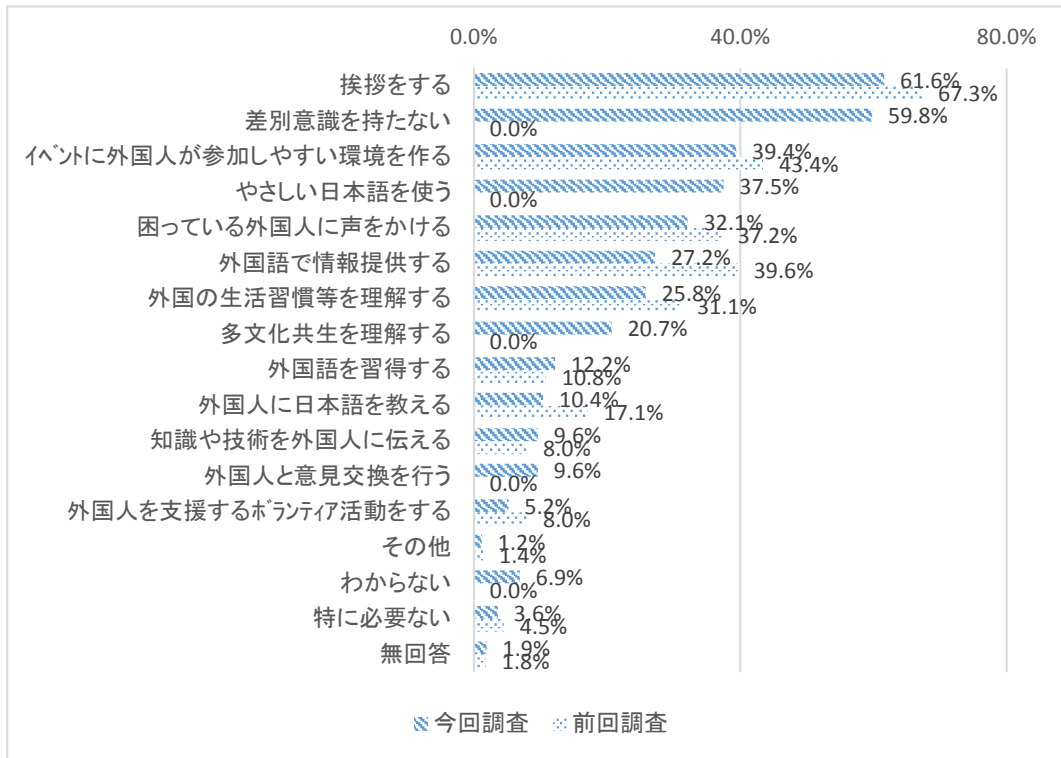
Q 1 3 外国人との付き合いに関する要望



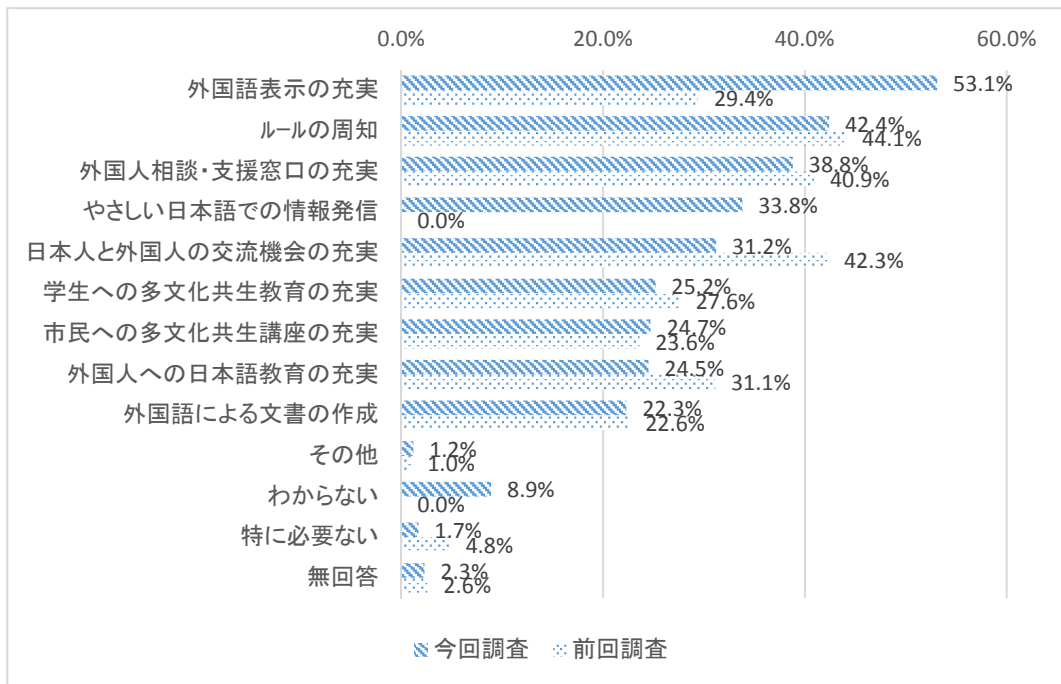
Q 1 4 外国人への要望



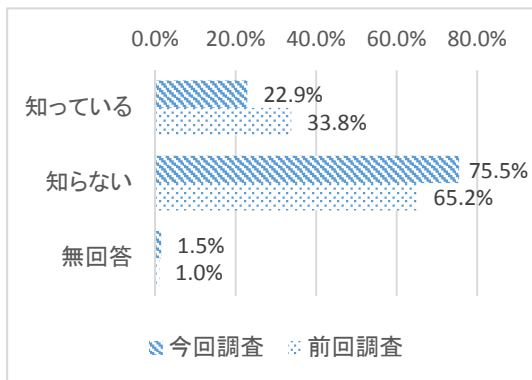
Q 1 5 多文化共生のために外国人に対して日本人が行うべきこと



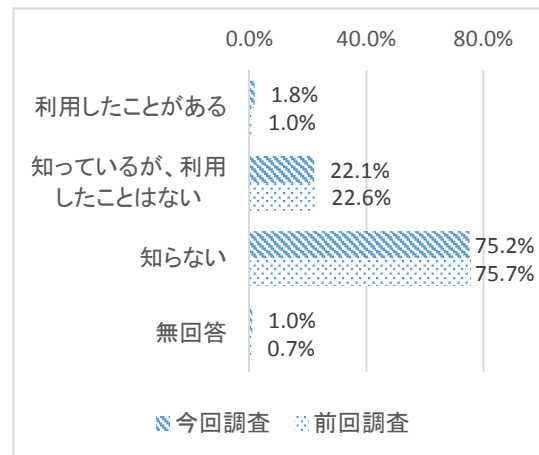
Q 1 6 多文化共生のために外国人に対して市が行うべきこと



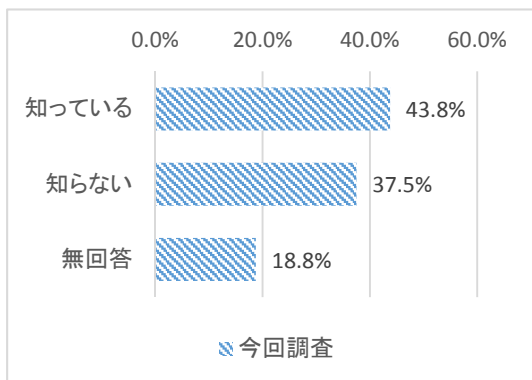
Q 1 7 外国人相談窓口の認知度



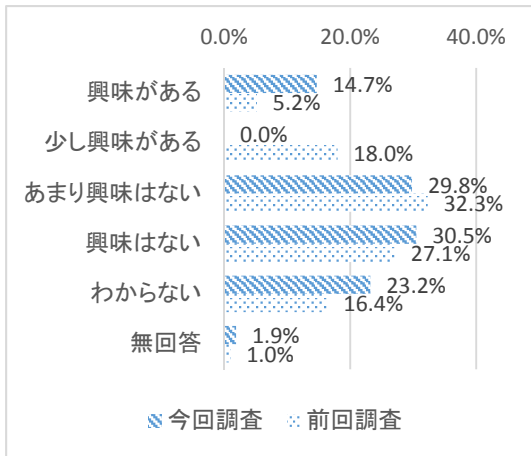
Q 1 8 国際交流ラウンジの認知度



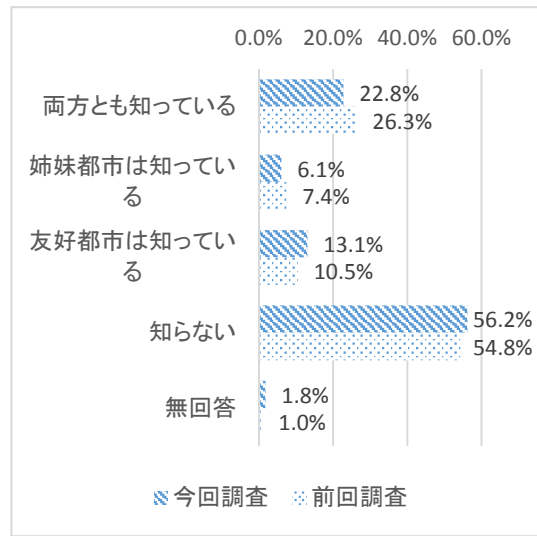
Q 1 9 国際交流ラウンジ事業の認知度



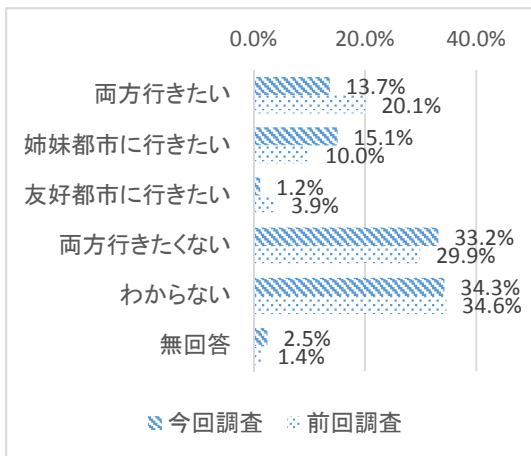
Q 2 0 外国人支援ボランティアへの興味の有無



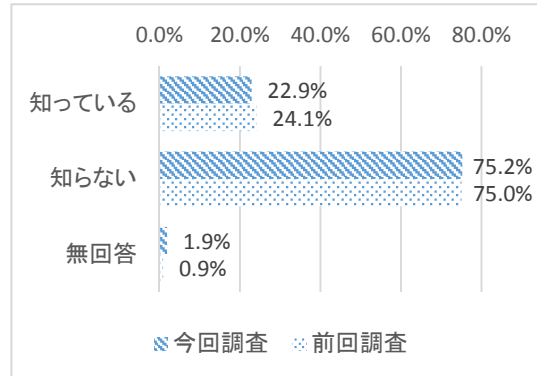
Q 2 1 友好・姉妹都市の認知度



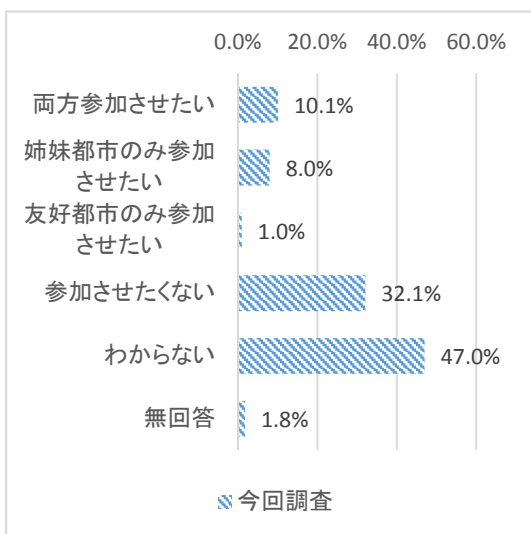
Q 2 2 友好・姉妹都市への渡航意向



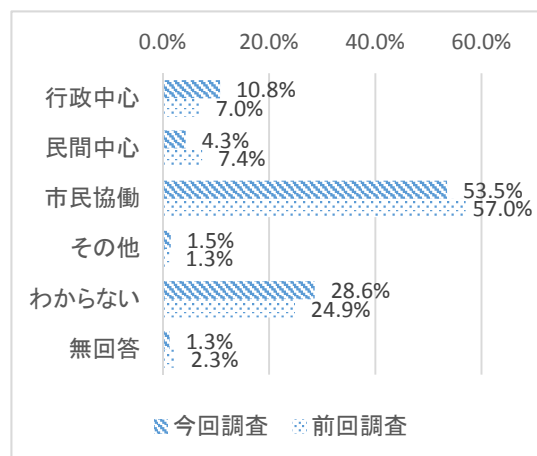
Q 2 3 友好・姉妹都市派遣事業の認知度



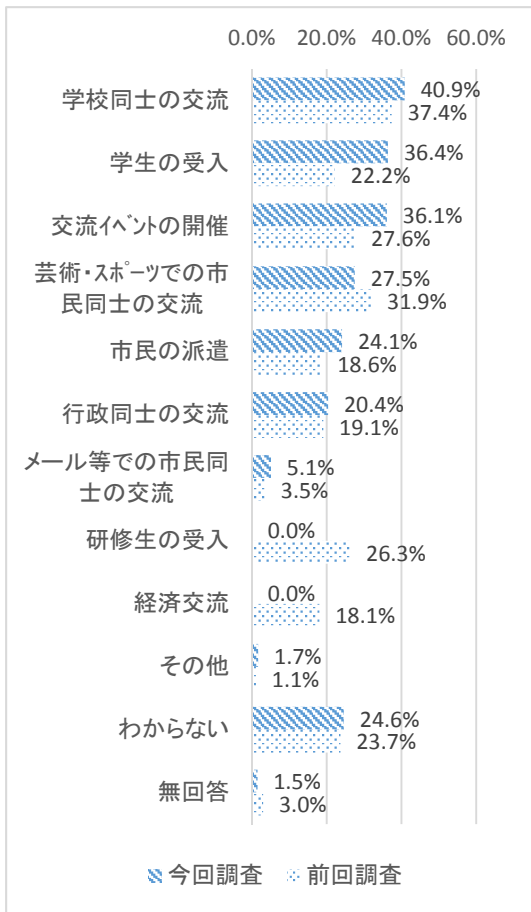
Q 2 4 友好・姉妹都市派遣事業へ家族を参加させることに関する意向



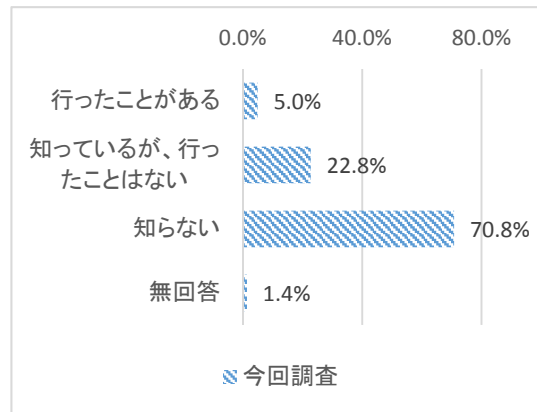
Q 2 5 友好・姉妹都市交流の望ましい形



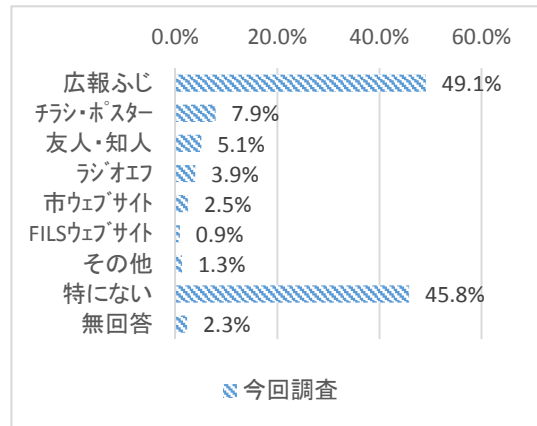
Q 2 6 友好・姉妹都市交流内容への要望



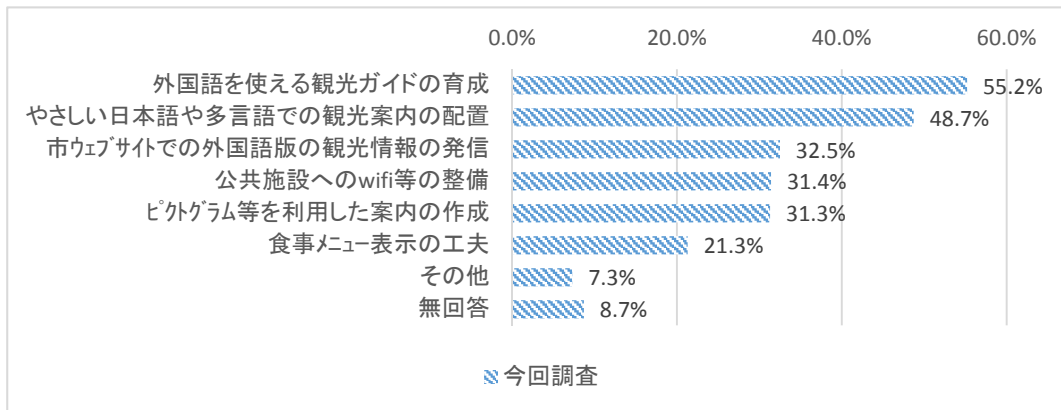
Q 2 7 国際交流フェアの認知度



Q 2 8 国際交流に関する情報の入手方法

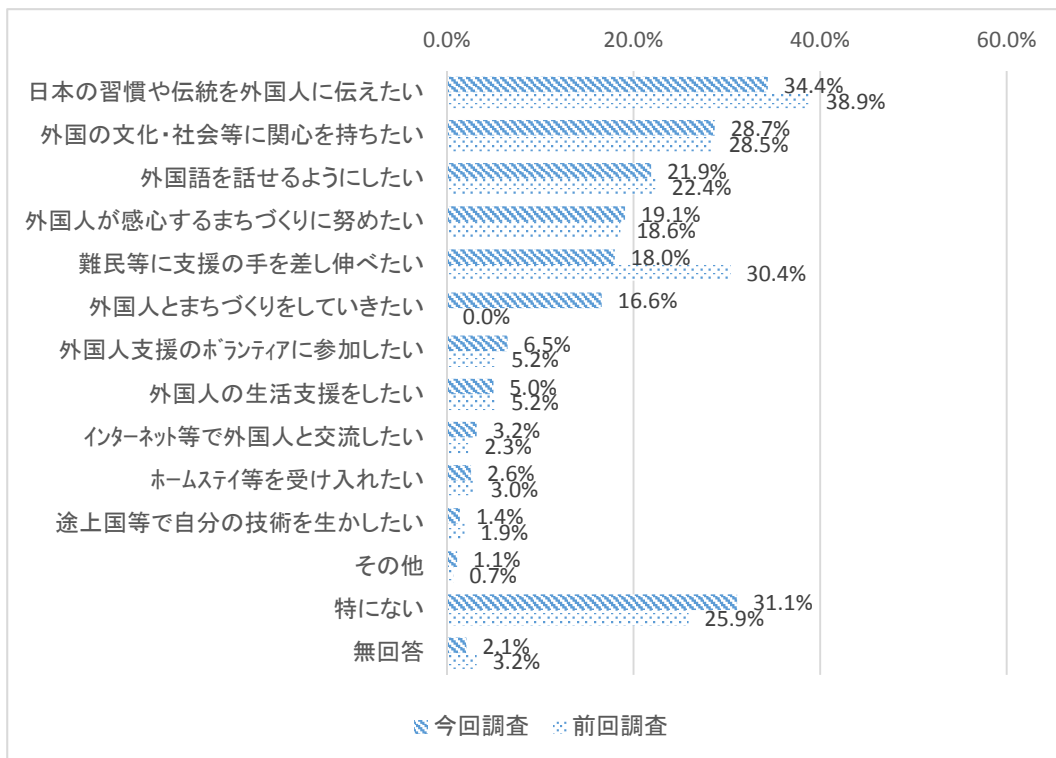


Q 3 0 外国人観光客を増やすために必要な工夫

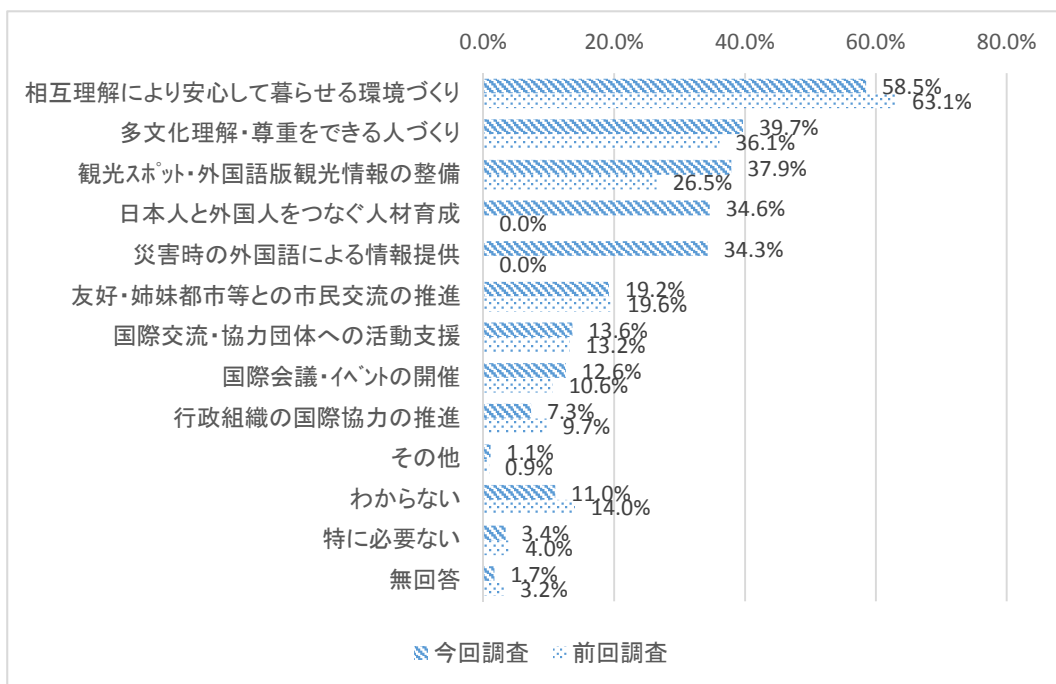


スペースの関係上、Q 2 9 と Q 3 0 の順番を入れ替えて掲載しています。

Q 2 9 多文化共生社会への自身の対応

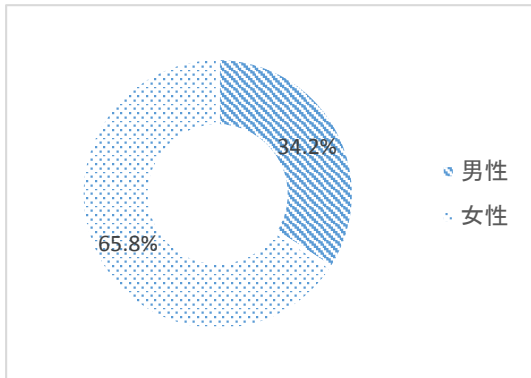


Q 3 1 多文化共生社会への対応のために必要な市の施策

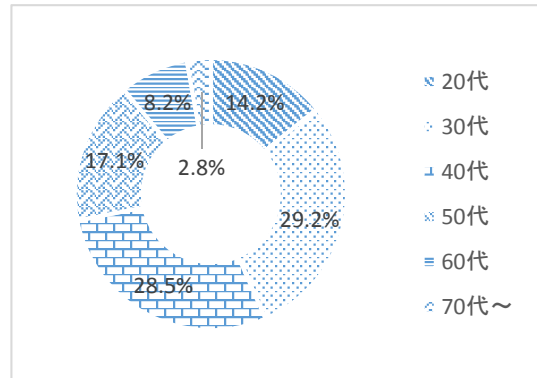


2.【外国人市民意識調査結果】

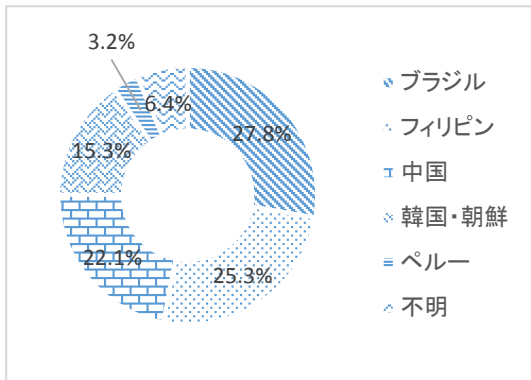
Q 1 性別



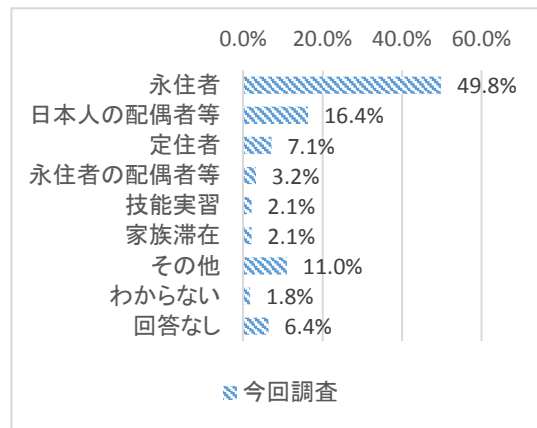
Q 2 年齢



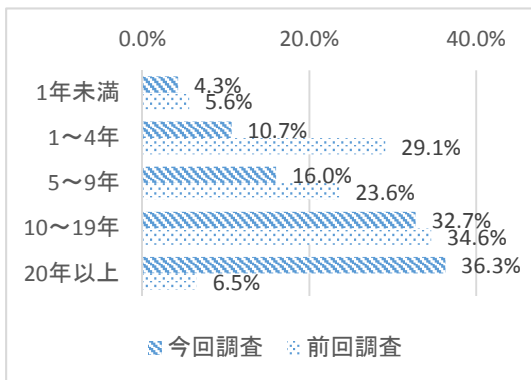
Q 3 国籍



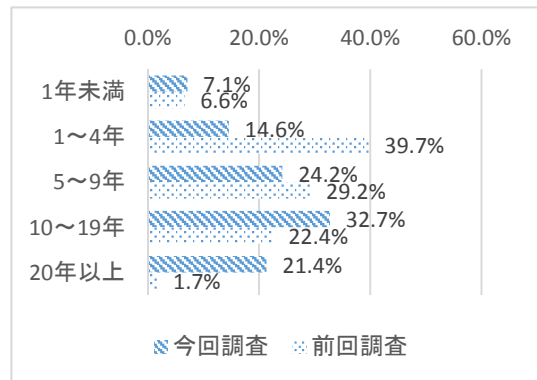
Q 4 在留資格



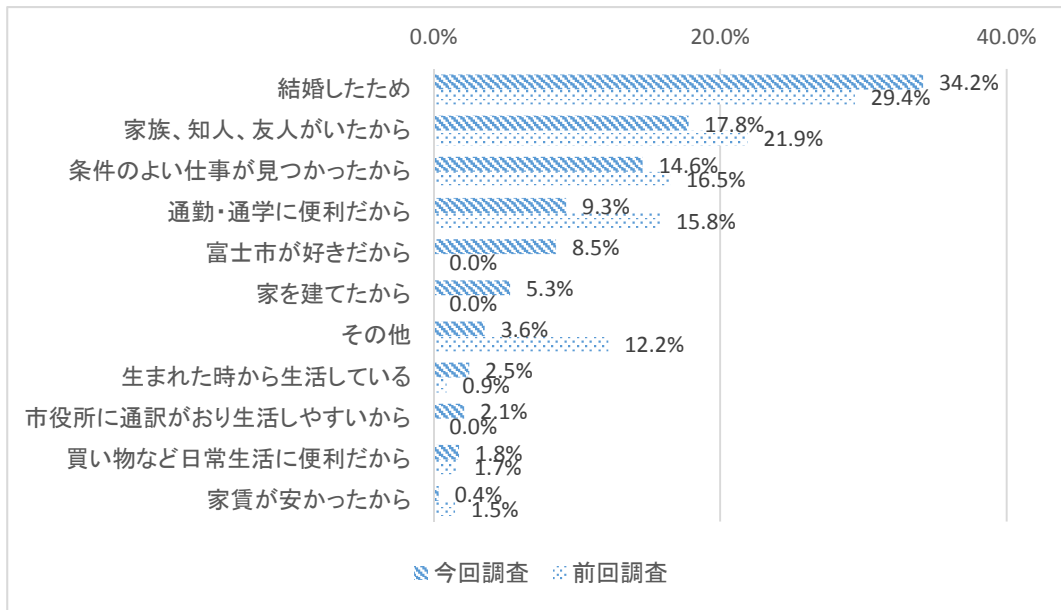
Q 5 日本での生活延べ年数



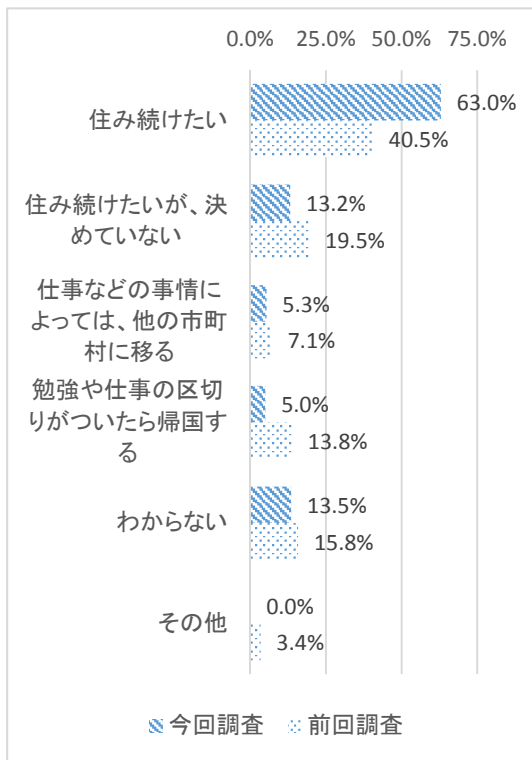
Q 6 富士市での生活年数



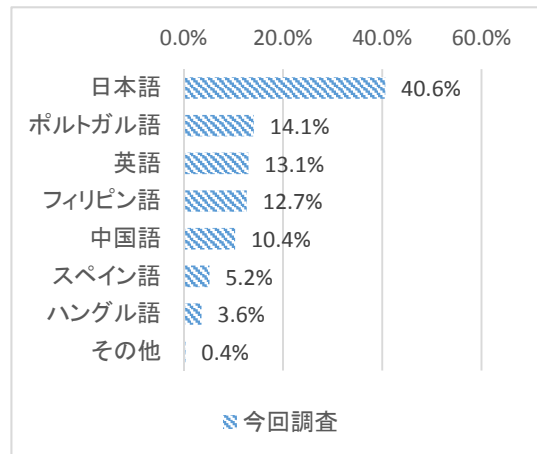
Q 7 富士市に住んでいる理由



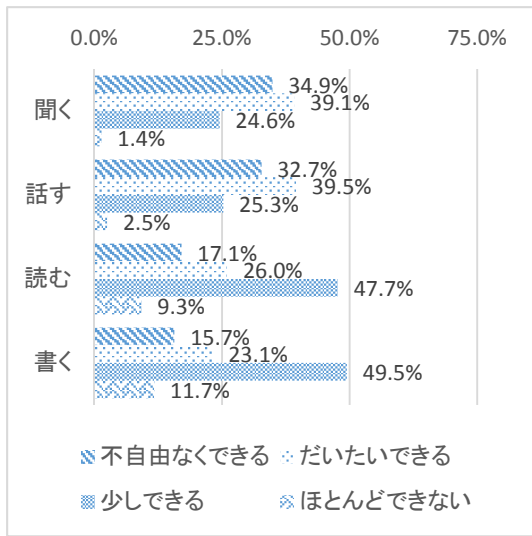
Q 8 今後も富士市に住むかどうか



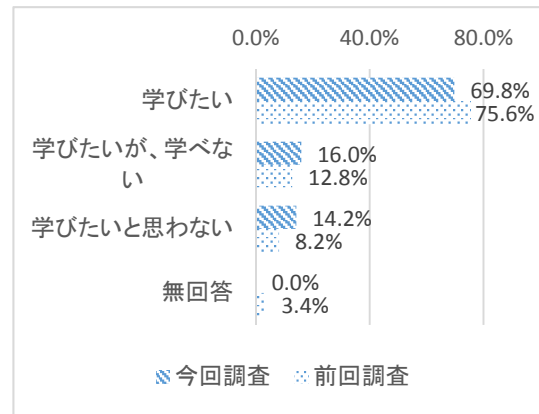
Q 9 日常会話が可能な言語



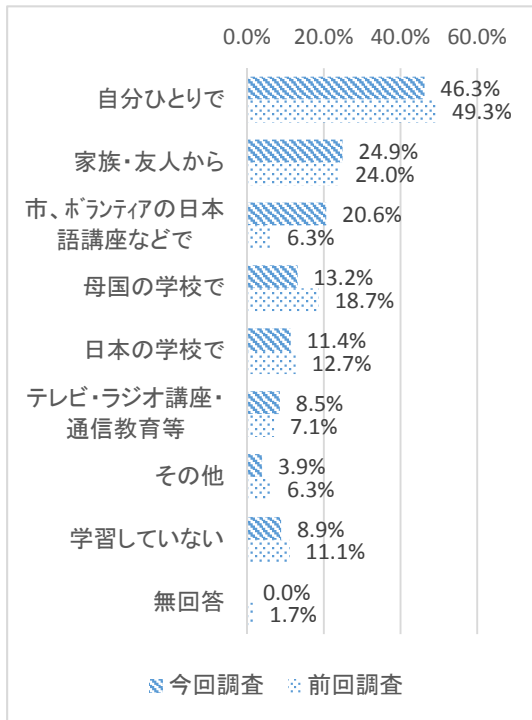
Q 1 0 日本語能力



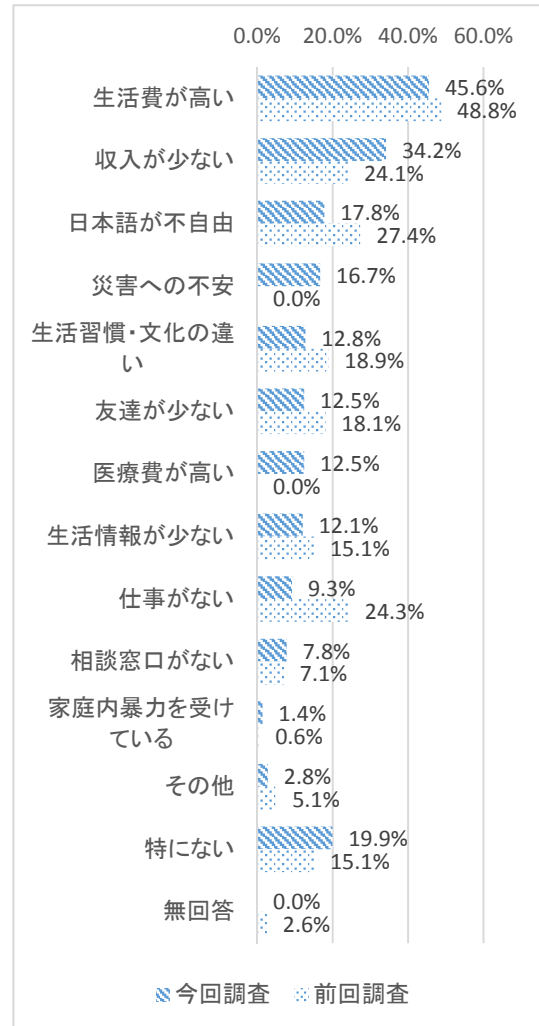
Q 1 2 日本語の学習意向



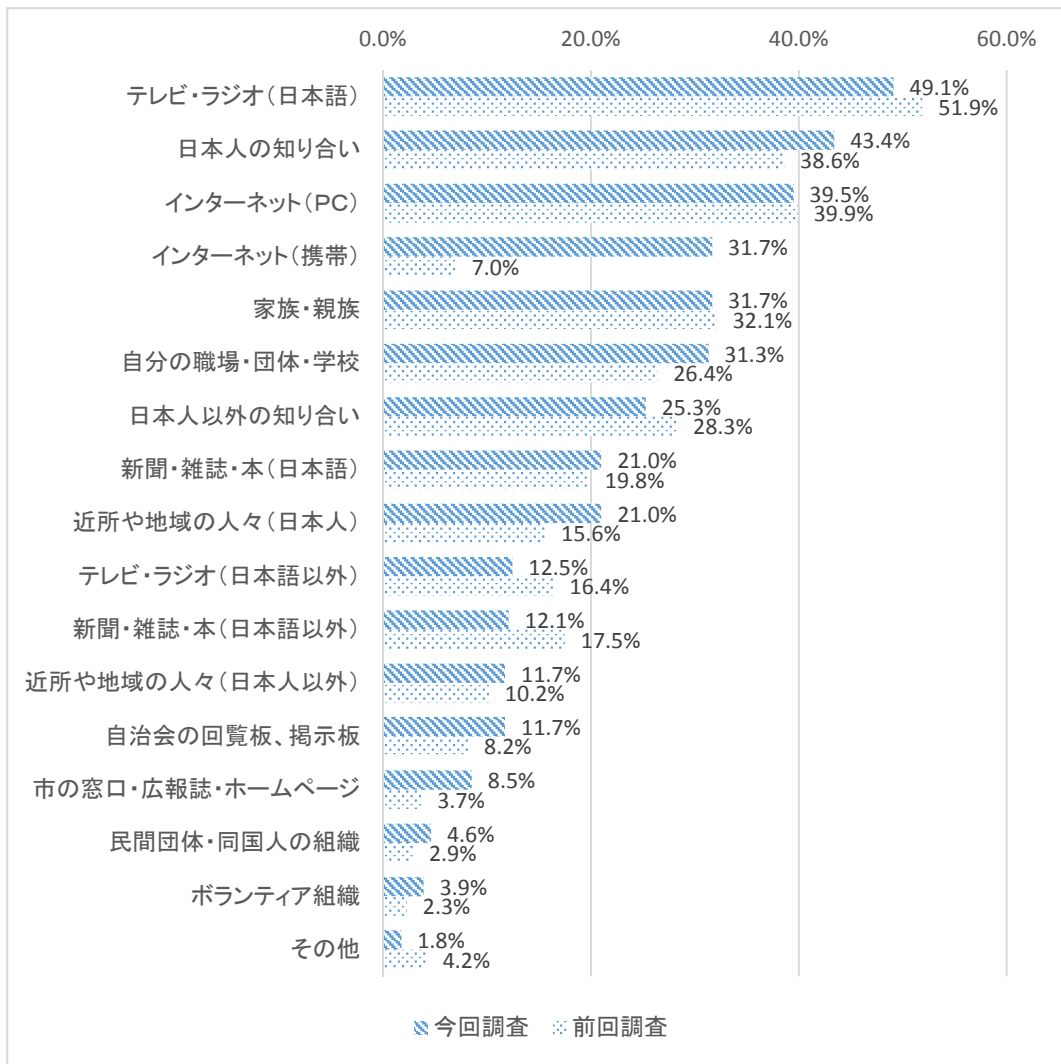
Q 1 1 日本語の学習方法



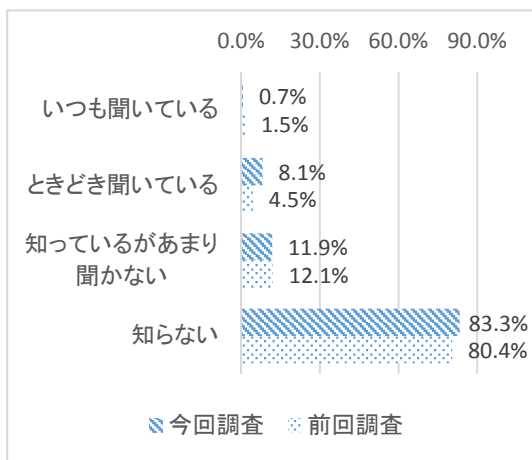
Q 1 3 生活上の悩み



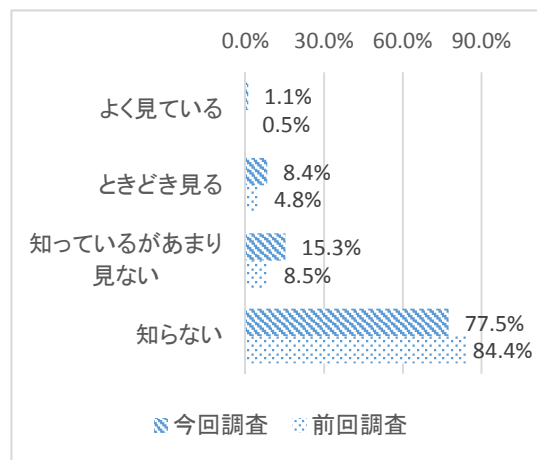
Q 1 4 生活情報の入手方法



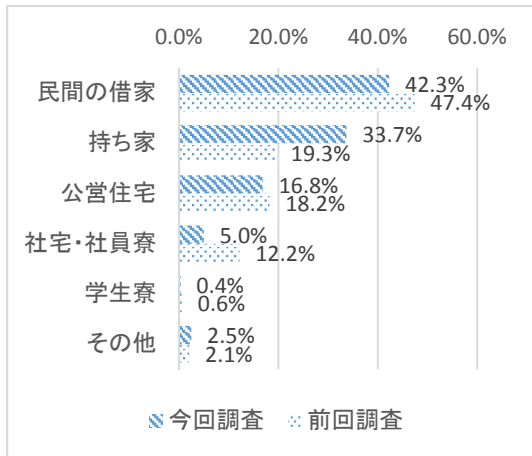
Q 1 5 Happiness の認知度



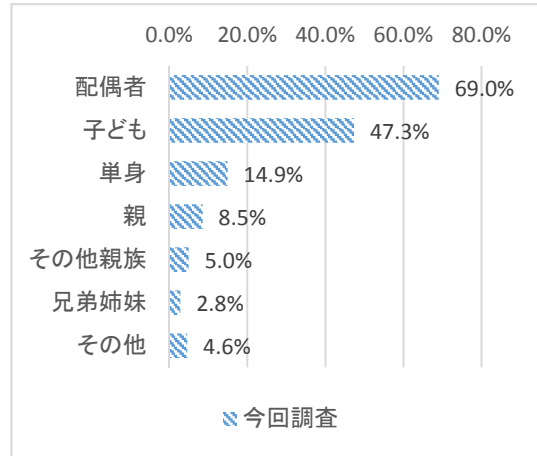
Q 1 6 富士市多言語ウェブサイトの認知度



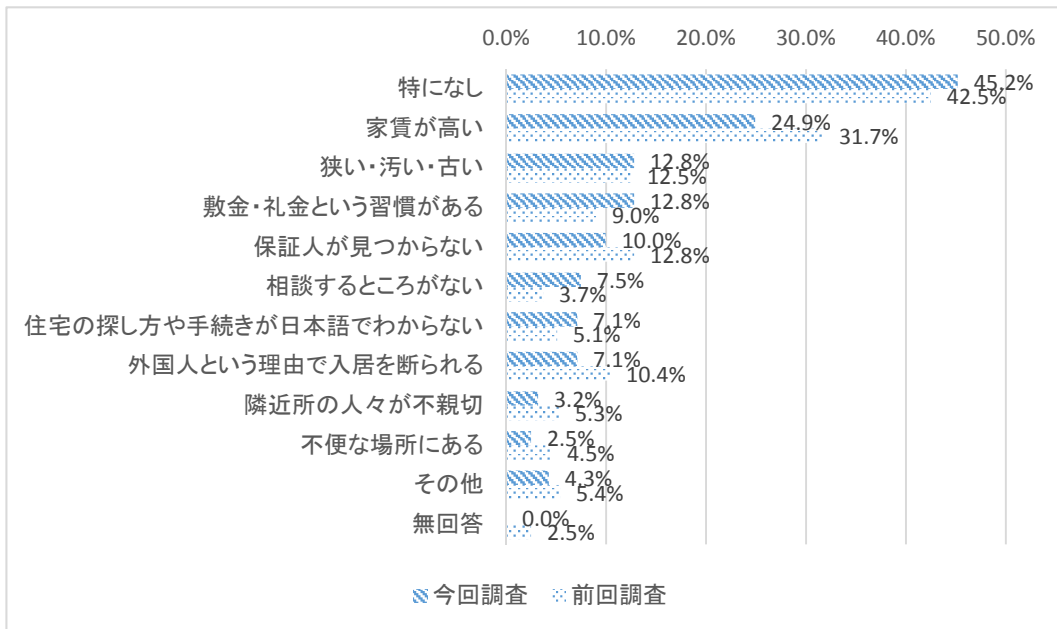
Q 1 7 現住居の状況



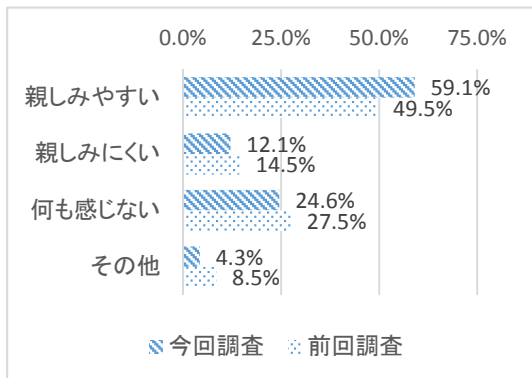
Q 1 7 - 2 世帯構成



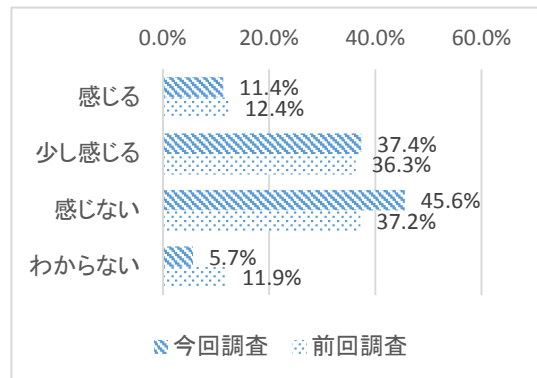
Q 1 8 住居についての悩み



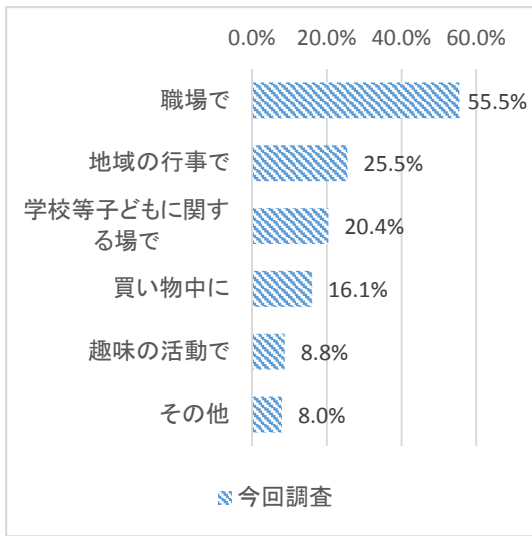
Q 1 9 周囲の日本人の印象



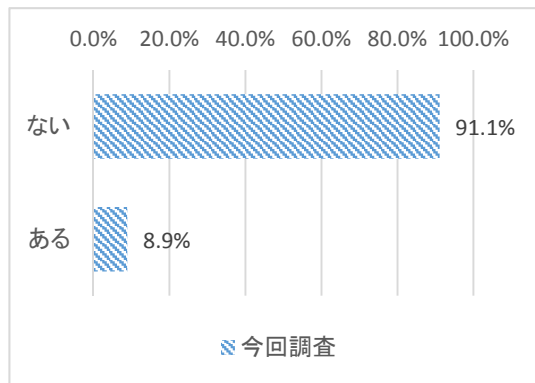
Q 2 0 日本人からの差別の有無



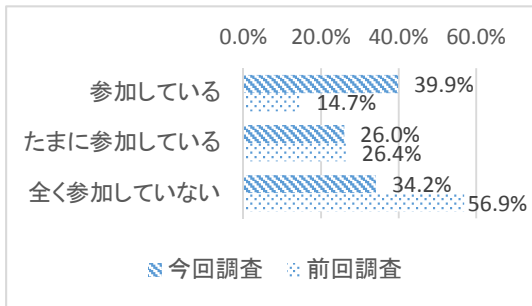
Q 2 0 - 2 差別を感じる時



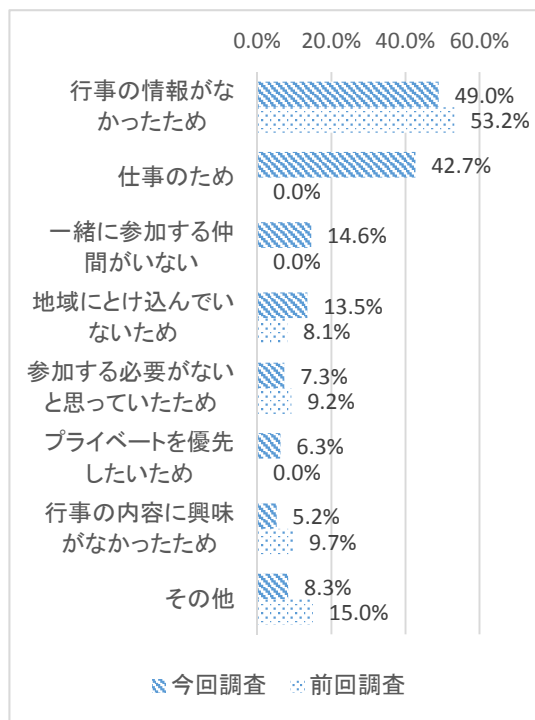
Q 2 1 周囲の日本人とのトラブルの有無



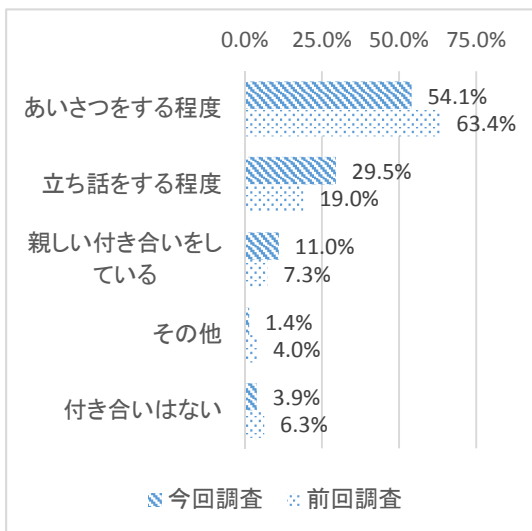
Q 2 2 町内会行事への参加



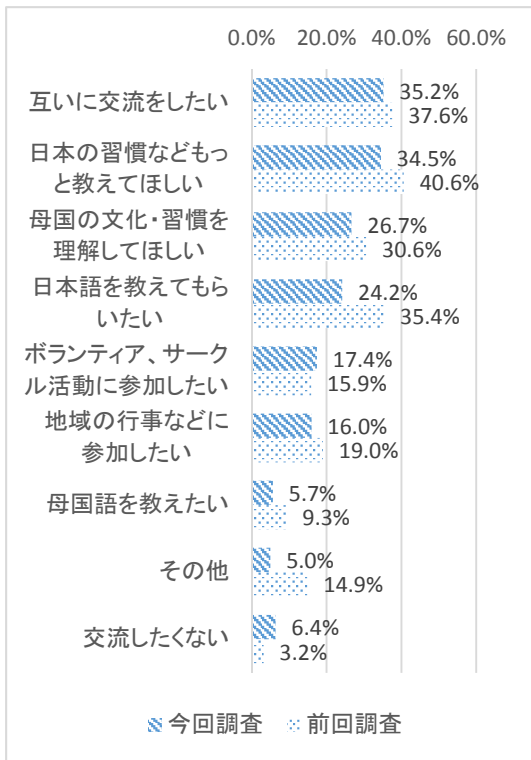
Q 2 2 - 2 町内会行事不参加の理由



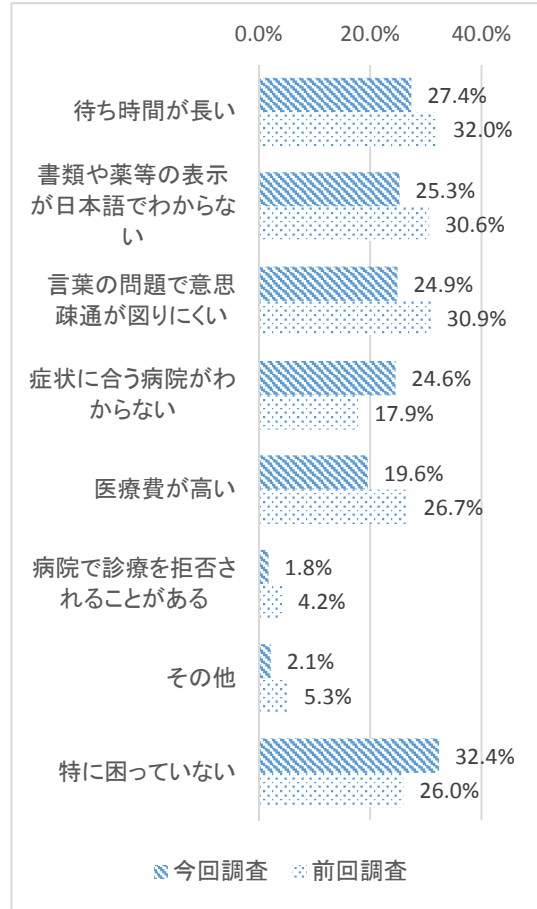
Q 2 3 地域の日本人との付き合い



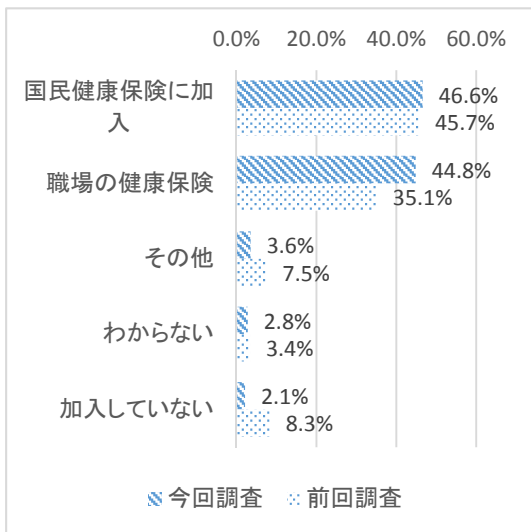
Q 2 4 日本人との付き合いで望むこと



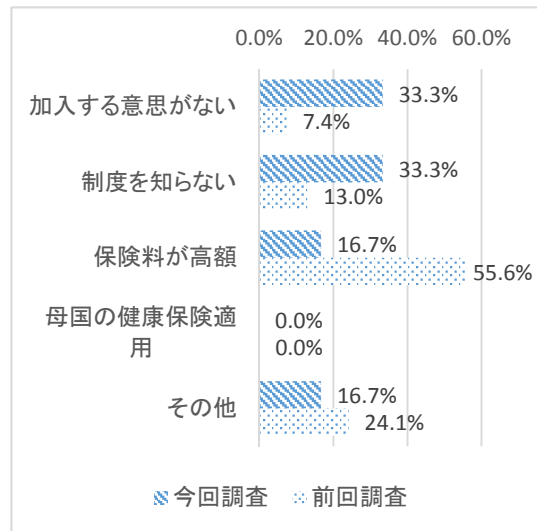
Q 2 5 医療機関での困りごと



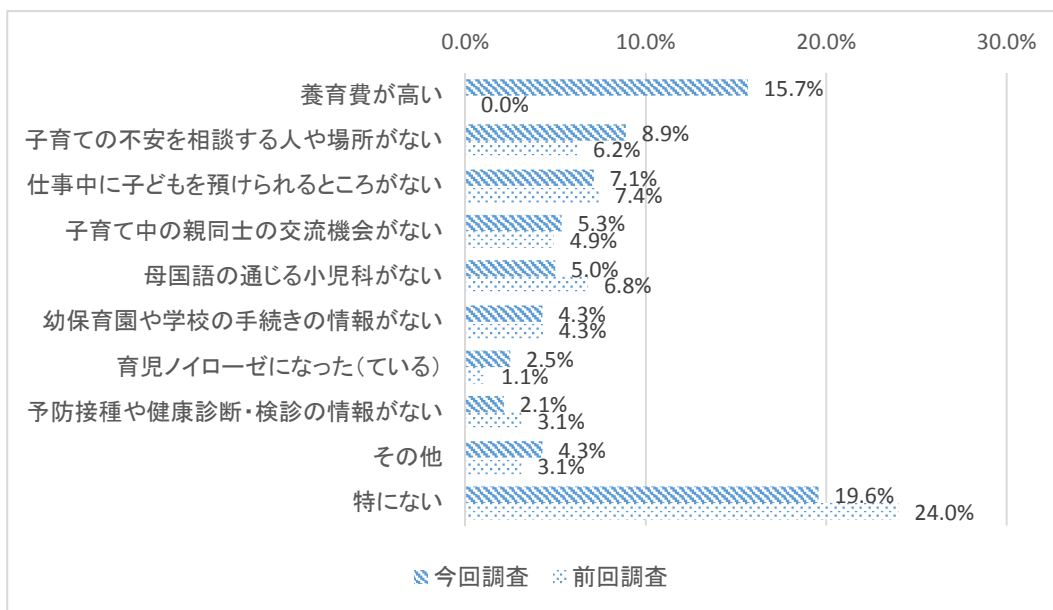
Q 2 6 健康保険への加入



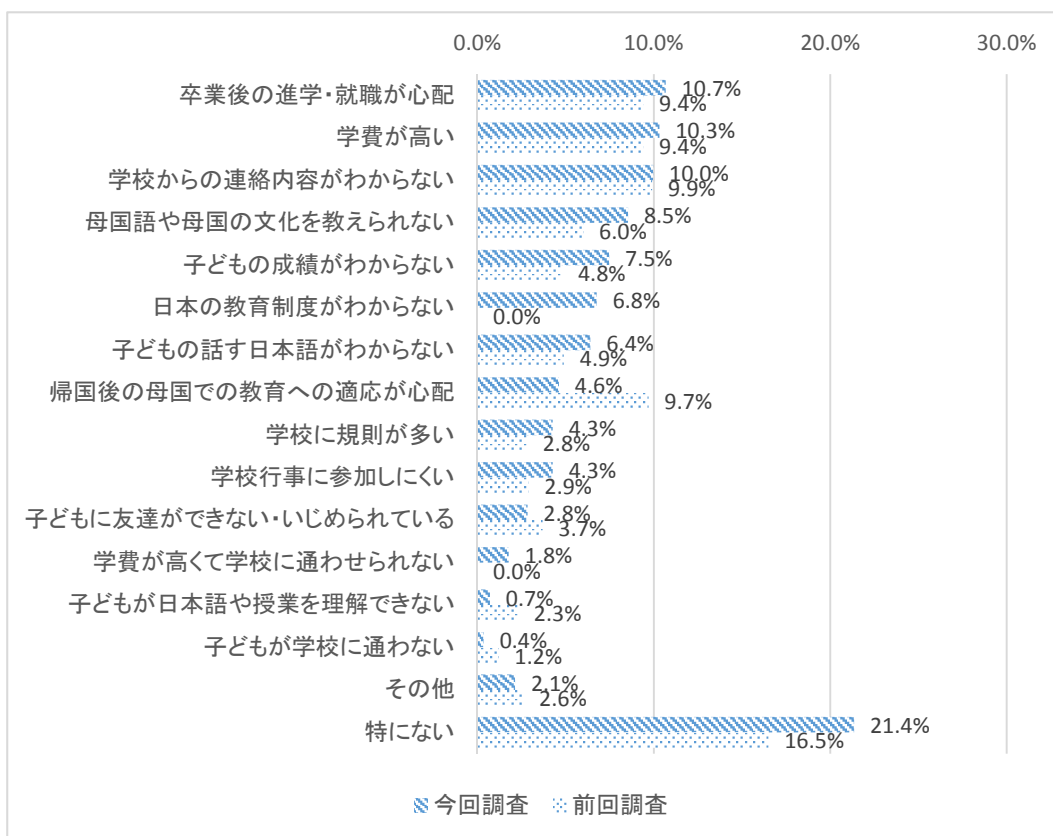
Q 2 6 - 2 健康保険未加入の理由



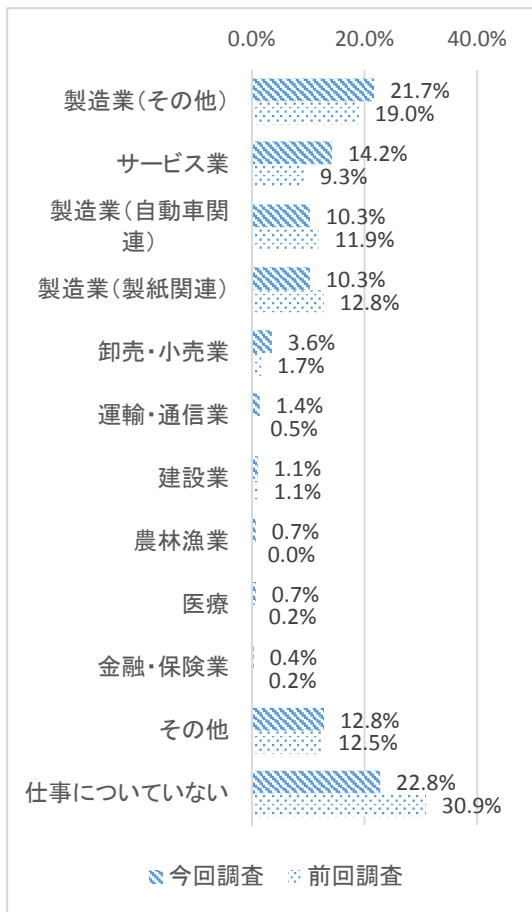
Q 2 7 子育てでの困りごと



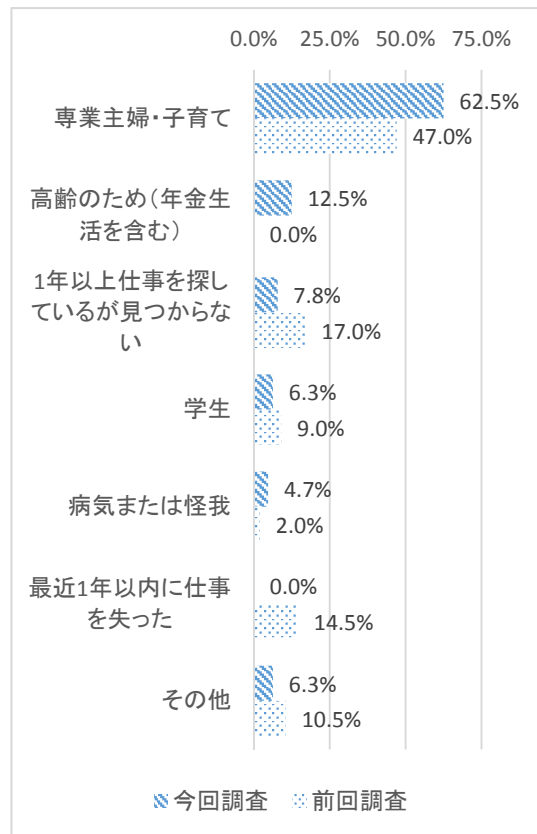
Q 2 8 子どもの教育での困りごと



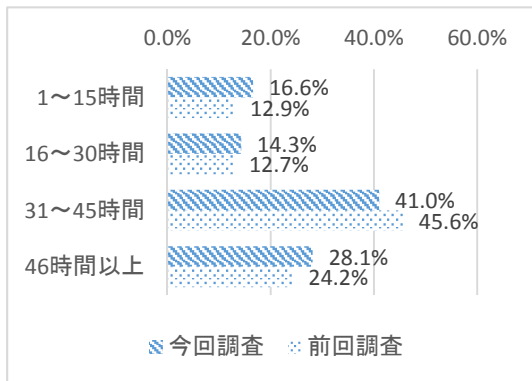
Q 2 9 仕事



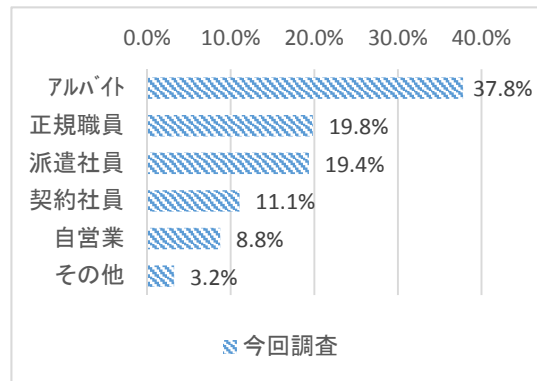
Q 2 9 - 2 仕事をしていない理由



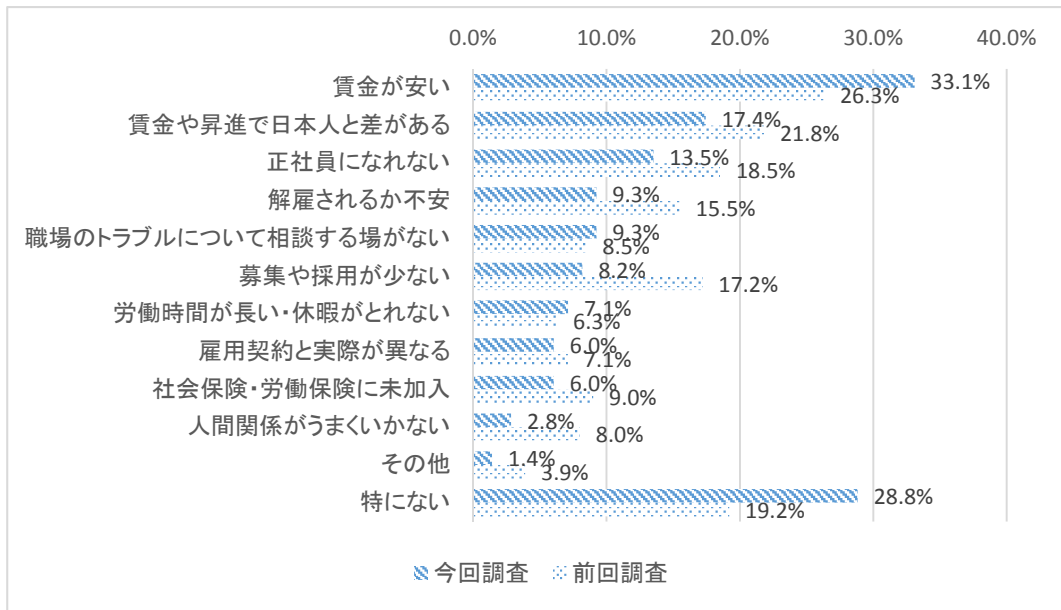
Q 2 9 - 3 労働時間



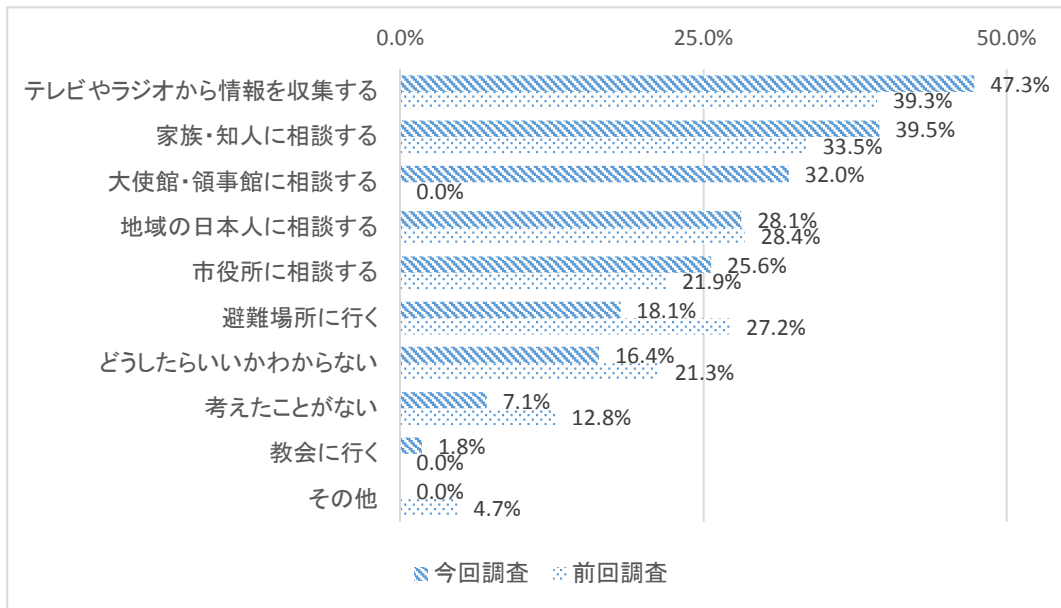
Q 2 9 - 4 雇用形態



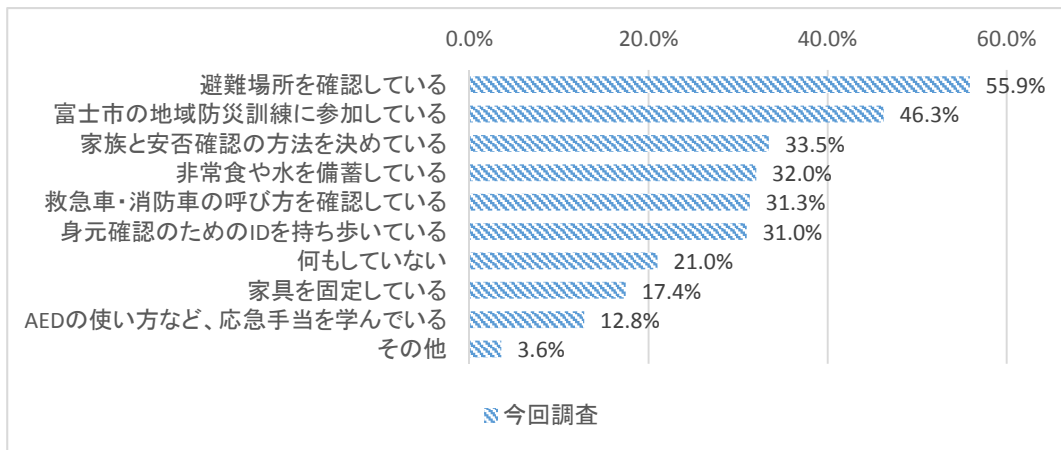
Q 3 0 仕事上の不満



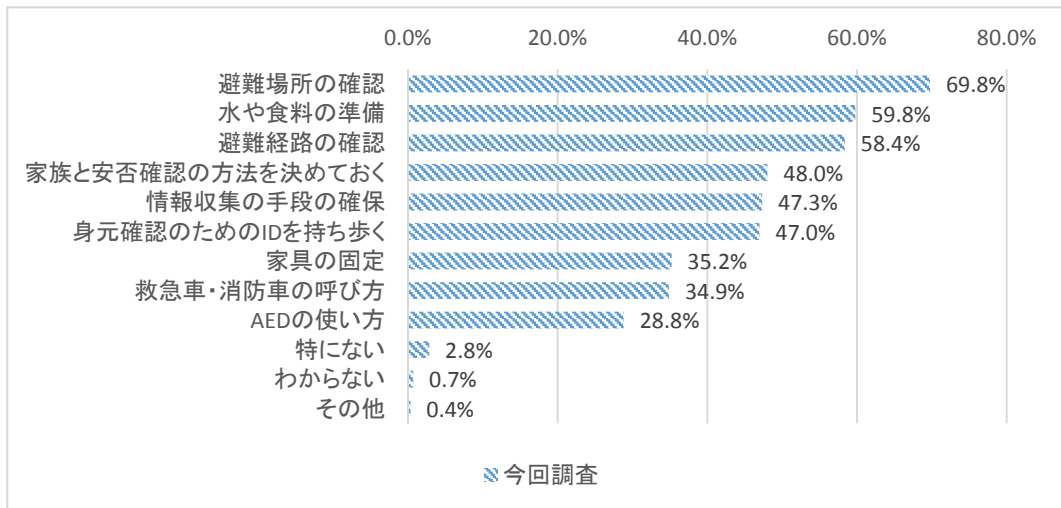
Q 3 1 災害発生時の対応



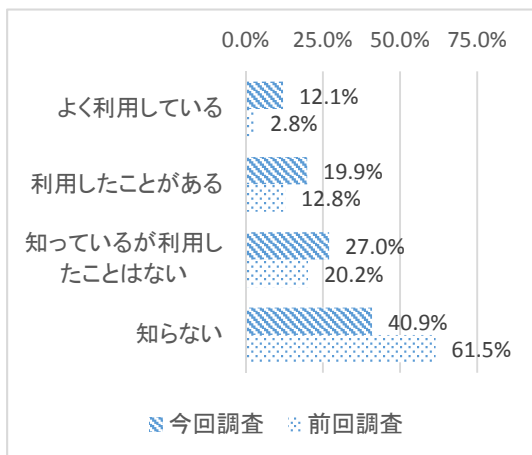
Q 3 2 災害への備え



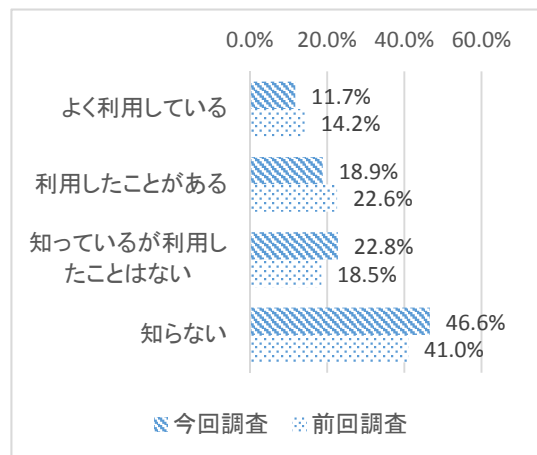
Q 3 3 災害に備えて必要なこと



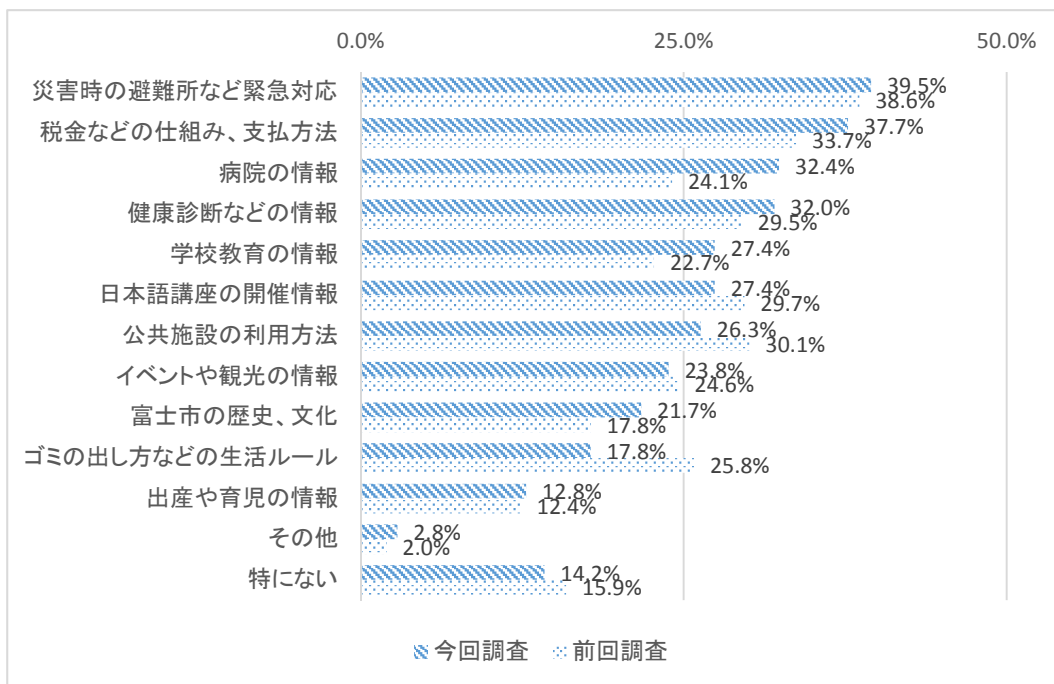
Q 3 4 国際交流ラウンジの認知度



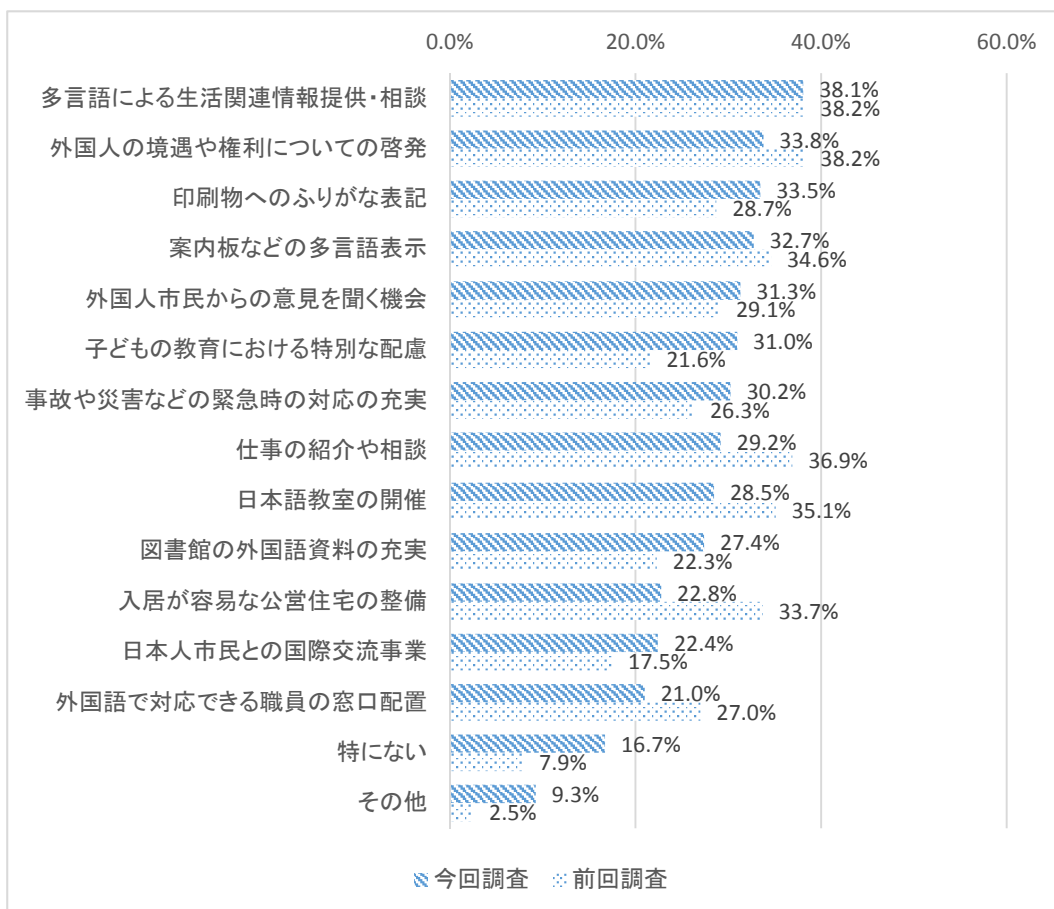
Q 3 5 外国人相談窓口の認知度



Q 3 6 最も知りたい市の情報



Q 3 7 充実してほしい行政サービス



(2) 富士市多文化共生推進プラン策定懇話会設置要領

(設置)

第1条 富士市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、広く市民及び有識者の意見を反映するため、富士市多文化共生推進プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他多文化共生の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 富士市内に居住又は勤務する者で、公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部多文化・男女共同参画課国際交流室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、その都度懇話会で協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 富士市多文化共生推進プラン策定懇話会委員名簿

	名 前	所 属 等	備 考
1	内 田 新 吾	富士市校長会	富士見台小学校長
2	大 村 裕 二	富士市国際交流協会	国際交流推進団体
3	加 藤 謙 一	富士南地区防災指導員	地域活動団体
4	齊 藤 恭 一	富士青年会議所	市民活動団体
5	高 畑 幸	静岡県立大学 国際関係学部 准教授	◎会長 学識経験者
6	林 ゆかり	国際交流ラウンジ運営協議会	○副会長 在住外国人支援組織
7	正 木 英 恵	一般公募市民	医療相談員
8	山 口 和 男	一般公募市民	会社員
9	横 山 レイカ	外国人市民	外国籍市民 〈ブラジル〉
10	渡 辺 泰 延	一般公募市民	翻訳業

(五十音順、敬称略)

(4) 富士市多文化共生推進庁内連絡会設置要領

(設置)

第1条 富士市の国際化に関し、全庁的な連絡調整を図り総合的に施策を推進するため富士市多文化共生推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

国際化の推進計画の策定及び推進に関すること。

関係課の連絡調整及び連携に関すること。

その他国際化の推進に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民部長、副委員長は、国際交流室長、委員は、別表第1に掲げる課の長をもって充てる。

3 委員長は、連絡会を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

連絡会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員は、代理人を出席させることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(担当者会議)

第5条 連絡会を補佐し、第2条各号に掲げる事項の推進のため、連絡会に担当者会議を置くことができる。

2 担当者会議の構成は、市民部多文化・男女共同参画課及び別表第1に掲げる課に属する主幹又は主幹相当職以上の職員から委員長が指名する。ただし、別表第1に掲げる課以外の職員を加えることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民部多文化・男女共同参画課国際交流室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部	企画課 広報広聴課 防災危機管理課
財政部	収納課
市民部	まちづくり課 市民協働課 市民課
福祉部	福祉総務課 こども未来課 こども家庭課
保健部	保健医療課 健康対策課 国保年金課
環境部	廃棄物対策課
産業経済部	商業労政課
都市整備部	住宅政策課
中央病院	医事課
消防本部	情報指令課
教育委員会	教育総務課 学校教育課 中央図書館 市立高等学校

(5) 富士市多文化共生推進庁内連絡会委員名簿

	所 属		職 名	氏 名
委 員 長	市 民 部		部 長	加 納 孝 則
副 委 員 長	市民部	国際交流室	室 長	芦 川 恒 男

No.	所 属		職 名	氏 名
1	総務部	企画課	課 長	高 野 浩 一
2		広報広聴課	課 長	川 島 健 悟
3		防災危機管理課	課 長	笠 井 洋 一 郎
4	財政部	収納課	課 長	小 笠 原 智
5	市民部	まちづくり課	課 長	畔 柳 昭 宏
6		市民協働課	課 長	福 井 雅 之
7		市民課	課 長	太 田 達 也
8		市民安全課	課 長	望 月 義 通
9	福祉部	福祉総務課	課 長	小 林 浩 幸
10		こども未来課	課 長	小 野 晴 敏
11		こども家庭課	課 長	吉 野 雅 巳
12	保健部	保健医療課	課 長	高 井 洋 明
13		健康対策課	課 長	船 村 安 英
14		国保年金課	課 長	金 森 映 夫
15	環境部	廃棄物対策課	課 長	稲 葉 慎 一
16	産業経済部	商業労政課	課 長	加 納 徳 子
17	都市整備部	住宅政策課	課 長	宇 佐 美 信 二
18	中央病院	医事課	課 長	福 良 孝 生
19	消防本部	情報指令課	課 長	青 柳 一 史
20	教育委員会	教育総務課	課 長	外 山 直 通
21		学校教育課	課 長	望 月 光 明
22		中央図書館	館 長	渡 辺 長 夫
23		市立高等学校	事務長	片 田 等

(6) 富士市多文化共生推進庁内連絡会担当者会議名簿

No.	所 属	担当委員		
		職 名	氏 名	
1	総務部	企画課	主 幹	清 聡 美
2		広報広聴課	統括主幹	杉 山 幸 宏
3		防災危機管理課	統括主幹	佐 野 幸 利
4	財政部	収納課	主 幹	山 田 茂 樹
5	市民部	まちづくり課	主 幹	芦 澤 秀 樹
6		市民協働課	主 幹	中 村 誠
7		市民安全課	統括主幹	稲 葉 忍
8		市民課	統括主幹	原 田 誠
9	福祉部	福祉総務課	統括主幹	飯 山 裕 彦
10		こども未来課	指導主事	岩 山 容 子
11		こども家庭課	統括主幹	沓 澤 真 弓
12	保健部	保健医療課	主 幹	鈴 木 克 敏
13		健康対策課	統括主幹	成 宮 ル ミ
14		国保年金課	統括主幹	川 西 英 規
15	環境部	廃棄物対策課	主 幹	平 野 真 一
16	産業経済部	商業労政課	統括主幹	渡 辺 明 芳
17	都市整備部	住宅政策課	統括主幹	本 多 成 明
18	中央病院	医事課	統括主幹	森 育 洋
19	消防本部	情報指令課	統括主幹	山 口 和 也
20	教育委員会	教育総務課	主 幹	村 嶋 博
21		学校教育課	指導主事	檜 木 小 重 美
22		中央図書館	統括主幹	大 川 英 子
23		市立高等学校	主 幹	鈴 木 秀 江

(7) 事務局担当者名簿

市民部	多文化・男女共同参画課 国際交流室	課長兼室長	芦 川 恒 男
	多文化・男女共同参画課 国際交流室	統括主幹	加 藤 克 樹
	多文化・男女共同参画課 国際交流室	主 幹	森 下 文 貴
	多文化・男女共同参画課 国際交流室	主 査	大 長 真 由 子
	多文化・男女共同参画課 国際交流室	主 事	野 村 侑 希

富士市多文化共生推進プラン

平成 28 年 3 月

発 行 富 士 市

編 集 富士市役所 市民部 多文化・男女共同参画課 国際交流室
〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
電 話 0545-55-2704
F A X 0545-55-2864
H P <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>